

# 令和3年度第1回

## 島本町都市計画審議会会議録

日 時 令和4年1月21日(金)

午前10時00分

場 所 島本町役場 3階 委員会室

開会 午前10時00分

[事務局] それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回島本町都市計画審議会を開催させていただきます。本日の司会を担当します、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の出席状況について報告させていただきます。現在14名の委員の方々のうち、11名の委員のご出席をいただいておりますので、島本町都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

案件に入ります前に、本審議会委員のうち、数名の方が代わられておりますので、ご紹介いたします。町議会議員の川嶋玲子様です。

[委員] 川嶋です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 続きまして、町議会議員の永山優子様です。

[委員] 永山です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 続きまして、町議会議員の山口博好様です。

[委員] 山口です。よろしくお願いいたします。

[事務局] なお、現在、島本町自治会長連絡協議会に対し、委員推薦依頼を提出しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、ご推薦いただけていない状況です。次回以降、委員が決定いたしましたら、改めてご紹介させていただきます。

また本日、高槻警察署長の西村様、公立大学法人大阪 生命環境科学研究科教授の加我様、島本町農業委員会会長の大西様におかれましては、今回所用によりご欠席されるということでしたのでこの場でご報告いたします。

続きまして、本日の町の出席者をご紹介いたします。町長の山田でございます。

[山田町長] 山田でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 続きまして都市創造部部長の名越でございます。

[事務局] 名越でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市創造部次長の佐藤でございます。

[事務局] 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市計画課課長の今井でございます。

[事務局] 今井でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市計画課主幹の大田でございます。

[事務局] 大田でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市計画課係長の奥田でございます。

[事務局] 奥田でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 都市計画課主査の永井でございます。

[事務局] 永井でございます。よろしくお願いいたします。

[事務局] 最後に私、都市計画課参事の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。また本日の議案に関連しまして、業務委託しております、地域計画建築研究所の担当者様。

[委託業者] ○○です。よろしくお願いいたします。

[事務局] ○○様でございます。

[委託業者] ○○です。よろしくお願いいたします。

[事務局] 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては事前にお渡しさせていただいております、令和3年度第1回島本町都市計画審議会議案書とあります資料がございますが、本日資料をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

[委員] すいません。

[事務局] はい。

[委員] それは議案書とか表示があるんですか。

[事務局] はい。表題がございます。

それでは事前にお渡しさせていただいた資料以外で、本日机の上にお配りしている資料としてですね、本日の会議次第が1枚と、島本町都市計画審議会委員名簿が1枚、続きまして、J R島本駅西地区まちづくりガイドラインが1部、続きまして、J R島本駅西地区まちづくりガイドライン策定に向けた提言が1部ございます。過不足等ございませんでしょうか。

(不足の挙手あり)

他に過不足等はございませんでしょうか。

なお本日の審議会につきましては、各委員の皆様の音声をより聞き取りやすくするために、マイクを設置させていただいております。事務局からのご説明の後、ご質問等される際は、挙手していただいたうえで、マイク下にあるボタンを押していただき、赤いランプの点灯をご確認後、ご発言いただき、終了後は再度ボタンを押していただき、ランプの消灯をご確認いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス対策として、換気の時間を設けさせていただいております。45分ごとに5分間の休憩時間を設定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、審議会の開会にあたり、山田町長からご挨拶を申し上げます。

[町長] 皆様おはようございます。本日は委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、島本町都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、ご報告をさせていただく都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の2に定められている市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が住民の意見を反映して、まちづくりの具体性ある、将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題

に応じた整備方針など、総合的に定めるものでございます。

本議案につきましては、現行計画が目標年次である令和3年を迎えることから、令和2年度から改訂事務を進めており、このたび見直し素案が完成したことから、ご報告をさせていただくところでございます。

また本町においては現在、JR島本駅西地区のまちづくりや景観計画の策定など、都市計画に係る案件を同時に進めておりまして、今後しばらくの間は例年より、委員の皆様へご意見を伺う機会や、ご報告をさせていただく機会が増えることが予想されますが、よりよいまちづくりのために、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、本日忌憚のないご意見をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] はい、山田町長ありがとうございました。

それではこの後の議事進行につきましては、審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となりますので、吉田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

吉田会長、よろしくお願いいたします。

[会長] はい。皆様改めましておはようございます。それでは、案件に従いまして会議を進めさせていただきたいと思います。

本日の審議会ですけれども、2時間ほど時間を確保しております。次のご予定のある委員の方もいらっしゃいますことから、12時をめぐりに終了したいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元の次第の中で案件1ですけれども、会議の公開について、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

[事務局] はい。いらっしゃいます。

[会長] はい。それでは本日傍聴の申し出がありますので、本審議会の傍聴要領に基づき、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

[会長] はい。ありがとうございます。それでは、異議がないようですので、傍聴を許可します。

傍聴者が入場されましたが、まだロビーに多数の方がおられるようです。過去に行いましたように、ロビーにおられる方にも音声を聞こえるようにしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

[会長] はい。異議なしとの言うことですので音声を聞こえるようにしたいと思います。

それからもう1点、審議会の傍聴要領上は、傍聴者の定員は10人以内と定めていますが、ロビーにおられる方にも会議内容がわかるように、これも前回同様、資料を追加で配布させていただくという方向で事務局と調整をしてきました。

つきましてはこのことについて、ご異議がないかどうか、お伺いさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

[会長] はい。ありがとうございます。それでは事務局の方、対応をお願いいたします。よろしいですか。はい。それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

2番目の都市計画マスタープランについてですが、議案書ですね、ページを2枚めくった裏にですね、目次が書いてあります。見ていただくと目次の中には序章、第1章、第2章、第3章ということで構成されていますので、これ全体としてはページ数とても多いものになってますので、章ごとにですね、説明いただいて、その章の中に関するることについて、質疑等を受けながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それから先ほどありましたように、途中、新型コロナウイルス感染症の対策のために、換気の時間を取るということですので、基本的には、第1章を終えるところぐらいで、1度換気のための時間をとるといような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

はい。それでは、まず、この目次ですね、序章について事務局の方から説明をお願いいたします。

[事務局] はい、それでは説明させていただきます。まず本議案であります、都市計画マスタープランですが、これは都市計画法第18条の2に定められている市町村の都市計画に関する基本的な方針です。

今後土地利用の規制や各種事業の決定などをするにあたっては、この都市計画マスタープランに基づいているかが指標にもなります。また市町村の都市計画に関する基本的な方針として法律に定められておりますように、具体的な施策等を明記するというよりは大枠の方針や考えを示すものとなります。

都市計画マスタープランの目次をご覧ください。

本町の都市計画マスタープランの構成としましては、基本的な事項として、都市計画マスタープランの役割や、目標年次等を記載した序章から始まり、町の現状、それらをもとに考えられる、町の課題とそれらに対してどのように取り組んでいくかといった基本方針などを記載した第1章 全体構想、町内の各地域を3地域に分け、課題と今後の取組方針等を記載した、第2章 地域別構想、最後に参画と協働によるまちづくりを基本に、町や住民、事業者等の役割や、協働のあり方や計画の進行管理について記載した第3章 実現化方策の4部構成となっております。

また、今回の都市計画マスタープランの改訂に当たりましては、島本町にお住まいの16歳以上の方から無作為に抽出した3,000人の方を対象にアンケートを実施したほか、無作為で抽出した町内在住の200人の方を対象に案内を送付し、将来の島本町がどのようなまちになれば、もっと魅力的になるかなどをテーマに、ワークショップ（意見交換会）を開催し

ました。こちらについては後程ご説明させていただきます。

次に都市計画マスタープランの序章について説明させていただきたいと思います。

都市計画マスタープランの下の方に書いております。1ページ、こちらをご覧ください。

序章の内容としては、改訂の背景、役割と位置付け、目標年次、上位関連計画について記載しております。

都市計画マスタープランについては、前回の改訂が平成24年6月であり、改訂より10年が経過していることや、この間に、上位計画である島本町総合計画及び北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改訂、また、少子高齢化の進展、地方自治体の財政状況の悪化、安全安心なまちづくりへの意識の高まりなど、地域社会を取り巻く状況が大きく変化していることなどを鑑みた改訂内容としております。

都市計画マスタープランの役割としましては、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めることとしています。次に2ページをご覧ください。

はい。計画の位置付けとしましては島本町総合計画及び北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、これらを上位計画とする計画となっております。概ね20年後を展望した10年間の計画となります。また今回の計画の目標年次としましては、令和4年中の策定を予定していることから、令和14年を目標年次として定めております。以上で序章の説明を終わらせていただきます。

[会長] はい。ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

[委員] 平成24年に作成された旧のマスタープランというのがあるわけですから、大体プランというのは、計画、計画というのはやはり行政なりいろいろ皆さん関係者が集って実行していくわけやから、結局この当初のマスタープランに対して、結果どうやったんかという、ねえ、めざすだけじゃね、今回もそうですめざすだけでね。やはりこういったものを作ったらこれは、基本的なもんだというのはわかるけれど、こういった、大きな基本計画に対して、それぞれその下にいろいろその下というか、いろんなところに関連する、具体的な計画があるわけですけど、そういったものが果たして10年経ってどうやったんかということを見直して、そこからまたスタートするというような、仕組みがいるんじゃないかなと思うんですけどね。

[会長] はい、ありがとうございます。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。これちょっと後程ご説明させていただく予定としておるんですけども、第3章ですね、79ページの方にですね、前回のマスタープランの方にはこういった内容は入れてなかったんですけども、今回のマスタープランの改訂からですね、都市計画マスタープランの進行管理ということで、ここに書かせていただいているように、計画の進

行管理とか、今後の見直しとかそういったものを、実際この計画の中にうたわせていただいているには、入れさしていただいているところです。

[会長] はい。委員お願いします。

[委員] こども読ませていただいたんですけどね。誰がいつどのように、こういったものをチェックしていくんかということが書かれてないということですよ。

やはり検証するというものが一番大事だから、現実とやはりそぐわないところとかあると思うので、どう、それを克服していくかということで、やはり具体的にね、進行管理やったら、年に何回とか何年に何回見直すと、誰が見直すんだということを明記した方がいいんじゃないかと思います。

[会長] はい。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] ご意見ありがとうございます。これも今後ですね都市計画マスタープランの素案をもとにパブリックコメントさせていただきますので、またご意見の内容とあわせて、検討させていただきます。どうもありがとうございます。

[会長] はい。それでは、まだ、続きをお願いしますね。

[委員] 2ページにね、即して定めますということを書いてあるんですけど、即すということはどういうことなんでしょうか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] ちょっとこちらのものなんですけど、島本町総合計画と北部大阪都市計画区域の整備保全の方針これ大阪府の方の計画にありますけれども、こちらの方に基づくという意味合いでございます。

この分野別の計画のところは島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略とかございますけれどもこちらに関しては整合をとるといった意味合いで、その辺の違いを示させていただいております。以上です。

[会長] いかがでしょうか。

[委員] いや、よくわからない。

[会長] この即するという言葉が、計画があるものを、マスタープランの中にどういふふうに反映しているのか、もしくは、基づくっていうのがどういうことなのかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

[事務局] 申し訳ありません。ちょっと簡単にご説明させていただきますと、上位計画等に関してその分野別計画の、その二つをここに、あと個別の計画なんか書かせていただいているんですけども、その関連性については、今そこに上げさせてもらっている上位計画の方との関連性が強いということで、上位計画のところには即すると書かせてもらっていて、逆に都市計画マスタープランに拘束される計画として個別の計画、そこにあります地域地区ですとか都市施設とか市街地開発事業とか地区計画とかというのは、原則都市計画マスタープランに即して、事業を行っていくというようにさせていただいております。以上です。

[会長] いかがでしょうか。

[委員] 簡単に言うと、指示命令関係ということで書いておられるわけということですね。すぐするというような即じゃないということだよ。

これにびたっと寄り添ってという意味の即使ってるということで理解していいわけですか。

[事務局] そうですねご指摘の通りです。はい。

[会長] どうぞ。

[委員] すいません。同じページでもう一つね、この分野別計画の中になぜね、環境基本計画は入ってないのかな。

[会長] 分野別計画のところですね。

[事務局] はい。こちらの中でですね、挙げさせていただいているのがここに景観計画ですとか地域防災計画とかあるんですけども、その「など」というところには入らせていただいております。

計画を挙げるとちょっとかなりありますので、そこは「など」の中に入れさせていただいてるものです。

[委員] でもね、やはり環境というのは今、クローズアップされてるわけですからね、環境と安全・安心という言葉はキーワードになると思うんですけど、やはりそれ、そこはやっぱり外しちゃいかんの違うかな。

[会長] はい。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] その位置付けのことに关しましても、今いただいたご意見を踏まえて、またちょっと検討させていただきます。

[会長] はい。ありがとうございます。それでは委員、お願いいたします。

[委員] まずですね、今ただいま委員からお話があつてお尋ねがあつた質問についてしっかり答えられていないと思うので、委員がおっしゃつたのは、前回のマスタープランについて、それ、どうだったのか、その成果についての評価がないっていう点だった。79ページについてはですね、これは本計画がどうであったか、見直しをしっかりとしていきますということなのでそれは答えになっていないので、この点しっかりといただきたい。

前回のマスタープランのことでは、多くの住民が西側開発などで、いろんな思いを抱いていたと思うので、その総括なしに、次の10年・20年を展望することはできないと思います。

もう一つですね、今回の進め方ということですが、まずスケジュール感を明らかにしていただきたい。といいますのも、ここに資料として付けていただいているまちづくり委員会等のこの資料、まちづくり委員会は、その進行の途中でどんどん工事が進んでいって、まちづくり委員会の提言などが全く意味をなさないような、スケジュールとしてありえない、ありようだったと、会議として成り立っていなかったと思っています。

なので、今回ここでは始まる前にしっかりとスケジュール、時間的なものを時間軸を示

して、プラスですね、その時間軸には、景観計画の策定を考えているということなので、景観計画のスケジュールもあわせて提示する、それを踏まえてこの会議を進行しないと全く意味がないと思いますので、こちらお願いします。

[事務局] すいません。何点か挙げられておりますので順次説明させていただきます。まず前回の都市マスタープランのですね、その検証ということに関しましては、基本的に前回の内容をどこまで履行できたかどうかということ踏まえて、今回の計画に反映させていただいてるといいますか、内容の方に反映させてるのが事実です。

実際検証ということの必要性も検討はしておるんですけども、今の段階で、具体的にこういったものを示させていただくことはまだ、お答えするような状況にはございません。

あと今後のスケジュールということで、都市計画マスタープランのスケジュールにつきまして、また後程ご説明させていただこうと思っておりましたが、まず都市計画マスタープランの方の改訂スケジュールにつきましては、今後2月にですね、会議をご了承いただきましたら、2月の下旬から3月の下旬にかけてパブリックコメントを実施させていただく予定としております。

その際にですね、今のところちょっと今の、今後新型コロナウイルス感染拡大の状況によりますけれども、住民説明会を予定いたしております。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催の是非を早急に検討していきたいと考えております。

それが終わりましたらそのパブリックコメント等の内容を踏まえて、まず、計画にどのように反映させるかという検討期間をとりまして、その後大阪府の方と協議をさせていただきます。その時点でもう今年度中、本年度から来年度に渡るとは思いますが、来年度4月、5月を過ぎまして連休明けから6月ぐらいにかけて、少なくともそれぐらいの間に一度都市計画審議会を開催させていただきまして、そちらの方で最終的な案を見ていただいて、そちらの方で決定させていただきたいと考えております。

あと景観計画の方なんですけれども、景観計画につきましては今現在計画の素案を策定しているところでございます。

進捗状況について後程詳細をまた詳しくご説明差し上げますけれども、今年度中に景観計画の方の会議ですね、素案を一度見ていただきたいとは考えております。

来年度の予定に関しましては、今現在景観計画に関してはアンケートをとらせていただいておりますその内容なりを踏まえて、案を作らせていただいて、第1回目を迎えさせていただきたいなと思っておりますけれども、来年度か令和4年度の予定に関しましては、ちょっと今こちらでこういった形でその会議をさせていただくということに関しましては、今はまだお答えできませんので、今年度の状況だけになりますのご報告とさせていただきます。

[会長] はい。いかがでしょう。

[委員] はい。まず今お答えスケジュールについてお答えいただいて、ちょっとわかりましたって内容ではないんですね。私の能力が足りないのか。

できたら、これを資料として、ペーパーで目でわかるような形で、お出しいただくのが普通かなと思うので、今お答えいただいた内容を資料として、後日、委員の皆様の皆わかるように、配布していただきたいし、本日の資料という形でこれインターネットにもホームページ等であげて、住民の方が今日の資料として確認できるような、形をとってもらいたい。

スケジュールがどういう状態なのかというのがわからなければ、参画の仕方もわからないと思うのでそこをお願いしたいと思います。スケジュールは、今、口頭で済ませただけではなく、形にさせていただくということを一点要望します。

あとですねスケジュールの中で、2月上旬から3月上旬にかけて、パブリックコメントを行って住民説明会をということでした。住民説明会の、ちょっとコロナのことがあるので流動的で、わからない部分も多いということですが、どのぐらいの回数どのぐらいのパブリックコメント期間にかかるような形なのかちょっとこの辺り具体的なイメージしていたところというのでいいので教えてください。

[会長] はい。事務局からお願いいたします。

[事務局] まず今後のスケジュールですね。マスタープラン改訂のスケジュールにつきましても委員の皆様の方にお配りするなり、あとホームページに掲載するなり検討したいと思います。

あと住民説明会なんですけれども今のところ予定しているのは、パブリックコメントの開催期間中に、2回ほど予定しております。で、地域をちょっと2つぐらいに分けさせていただいて、説明をさせていただくということを考えております。

はい。以上です。

[会長] では委員、お願いします。

[委員] すいません。ちょっと質問が多いんですけど、住民説明会にあたってのお願いなんですけれども、このマスタープランというのは、非常に大事な計画であるにもかかわらず、全体を把握するのが非常に難しい。パブリックコメントを出してくださいと言って、周知して、住民に知らせて皆さんに知ってもらったところで、何を書いていいのかわからないというのがあると思うので、しっかりとその内容がわかるような形で説明をしていただく。パブコメ期間で、例えばもう2回目が、パブリックコメント提出のぎりぎりみたいな時に実施されてしまうと、聞いた内容をコメントとして、町に出すことができないということもあると思うので、しっかりと説明会を受けてそれを自分の中でわかってパブリックコメントに繋がるような、そういう位置付けで行っていただくようお願いしたいと思います。

[会長] はい、ありがとうございました。では委員お願いいたします。

[委員] すいません。今、委員の方からスケジュール感の質問が出たんですけどちょっ

と私、私もちょっと聞きたいことがありますして、ものすごく膨大な資料ね、パソコンで1週間ぐらい前に送ってきまして、これー、どういうつもりで作らしたんか知らないですけどパソコンで何ぼ拡大してもぼやけるんですよ。でね、この特にカラーのページですね、3ページとかね。あと地図のところのこの8ページなんかも、どの色がどれか全然わからないんですよ。

これは普通やったらこれわかるようにね、この部分だけでも拡大して、A3ぐらいのサイズで送らはるとかね、パソコン上の方がよりわからない、わかりにくかったです。

ほんでそれでこの紙のペーパーの資料じゃないと言えばパソコンだとわかりにくいから、印刷してくださいってお願いしたけど、ものすごい嫌な感じで、言われてね、こんな当然やっぱりこんなややこしい資料ね、読み込むだけのことですごい大変なんですよ。私なんか素人ですから、それはやっぱり前もってね、早めにちゃんとした資料を送って欲しいんです。それをまずお願いしたいっていうことが1点ね。

それともう一つですねスケジュール、2月にパブコメとか言うてはりますけど、これ全部に関してのパブコメなんですか。今日、たった2時間しかないのに、こんなことを全部質疑できますか？審議。だから私はちょっと、どこまでのことかわからないんで、今、ご質問してるんですけど、前回の都計審が、去年の3月26日なんですよ。もう1年近く経ってるんですよ。

それはコロナのこともあると思うんですけど、その間1回も開かれてなくていきなりね、年明けた途端に、こんなバツァー送られても、やっぱりゆっくり考える時間はないし、審議もたった2時間でできるはずがないと思うんです。だからその点、もう何回かに分けてやっていただかないと、1回で2時間で、しかも説明とか何とかさんとか言ってる間なんて何時間か過ぎますしね。肝心の審議が全然できないと思うんですよ。それはちゃんともう一度スケジュールを見直してください。

ちゃんと審議された上じゃないとパブコメとかも何も言えないでしょ。たくさん重要なことが書かれていますしね。それはお願いしておきたいことです。はい。以上です。

[会長] はい。ありがとうございます。それでは事務局のほか、回答をお願いいたします。

[事務局] すいません。まず資料の送付に関しまして、画質が悪かったというご意見いただきましたこちらの方は申し訳ありませんでした。また不快な思いをしていただき、申し訳ございませんでした。

ちょっとこちらにつきましては可能な限り資料に関しては早く送付させていただくということで、メールで送付させていただいたんですけども、今後、可能な限りの紙媒体での送付に関しても、させていただきたいとは考えております。

あとそのパブリックコメントについてですね。マスタープラン全部でするのかどうかについてということについてなんですけど、こちらにつきましては事務局が考えておりますのはこの都市計画マスタープラン全体に関するパブリックコメントをいただきたいと考えて

おります。

本日に関しましては、この案でですね、パブリックコメントをするかどうかということ  
をまずご判断いただきたいということはこの場でご議論いただきたいんですけども、確  
かに内容的に難解な部分等もございましてそれについてはちょっとうちの方で住民説明  
会なり、そういった場面に、丁寧に都市計画マスタープランとはどういうものなのかっ  
ていうことも踏まえて、ご説明させていただきたいと考えております。はい。

[会長] はい。委員。お願いします。

[委員] 私が言いたいのはね、住民に丁寧に説明をした、するとかじゃなくて、私たち、  
私なんか公募で選ばれているんですよ。町民を代表してね、これ、他の先生方とかいろん  
な方も忙しい中で来ていただいて、審議をするってことが目的だと思うんですよ。

2時間で何が審議できるんですか。これだけのボリュームそれおかしいと思いません。

それでもスケジュール通り進むというのはもう審議なんかしていらんと思われても仕方  
ないんじゃないですか。

うん。それはちょっと幾ら何でも乱暴すぎると思いますよ。どうですか。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] すいません今もいただいたご意見なんですけれども、こういった会議体です  
ね、こういった計画を策定するにあたってのパブリックコメント等を行う場合なんですけ  
ども、庁内の他の会議等におきましても、基本的には一旦こういった形で、一度会議をさ  
せていただきましてそちらの方でご了承を取らせていただいて、実際させていただいて  
ということが多いかと考えております。

内容につきましては特に委員におかれましては公募委員ということの位置付けもありま  
すので、ちょっとその辺のご説明が足りない部分等に関しましてはもう少し窓口等で、補  
足等させていただければと考えております。以上です。

[会長] 委員。お願いします。

[委員] ちょっと、ちょっと何言っはるのかちょっと聞き取り、もうちょっとはっき  
り言っていただけ聞き取りにくいんですけど。はい。

[会長] はい。事務局はもう一度お願いいたします。

[事務局] この計画策定にあたってのパブリックコメントに関しては、庁内の他の会議  
においてもですね、このような会議を1回させていただいて、パブリックコメントをさせ  
ていただくというのが今のところのうちの方の通例とさせていただいております、そ  
の内容について、確かにこの都市計画マスタープランというのは若干難解な部分とかもご  
ざいまして、公募委員でちょっと内容がなかなかわかりにくいということがございま  
したら申し訳ないんですけども、窓口等でフォローさせていただきたいとは考えております。  
以上です。

[委員] 私の質問の内容に答えていただきたいなと思うんですけど、私が理解してな  
いか理解したとかじゃなくて、この場は審議をする場所でしょって言うてるんですよ。

その審議がたった2時間でできますかと。この一番大事なのは、審議をすることですよ。それはできないんじゃないですかっていうことを言ってるんです。それは、私とではなくて全員でですね。全員でそういうことを言ってるんです。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい先ほど申しあげた通りで事務局としましては、パブリックコメントとさせていただきますと考えておりますけれども、この案のままでいいのかどうなのかということも踏まえてこの審議会の方でご議論いただいて、まだまだ議論が不十分ということでしたら、また状況に応じて、会議を開催するなり、ご判断いただければと思います。

以上です。

[会長] 委員。

[委員] 結構です。審議は足りないと思います。時間が足りないと思います。

[会長] ありがとうございます。それでは、続いて、委員お願いいたします。

[委員] はい、えっとですね、先ほど委員からもありましたけどちょっとやっぱりしっかりと答弁しないと駄目ですよ。上位法であります島本町総合計画、これ義務が外れましたよね。法改正で、じゃあ誰がチェックしてるんやったら、ちゃんと島本町は、議会でちゃんと議決するという条例を制定しましたやん、その答弁をしっかりとしないと駄目ですよ。その中で、まず上位法が定まって、そこに即した形でやってらっしゃるんですからね。

ただ、私が危惧するのは即する部分ではなくやっぱり、整合性です。各分野別計画ごとに、見直し期間がやっぱりちょっとそれぞれ差異がありますよね。合致するところがあればいいんですけども差異があるので、実施上例えばその景観計画、先ほどもありましたように、コロナの関係で審議が伸びてるっていうのは前回の、こちらでお話がありました。

その分が定まってない中で、やはりマスタープランを定めていかなあかんのですね、じゃあ一定時差があるとどこに基準を島本町としてとられるのか。

その1点と、そこに間に合わない場合でも、見直しというのはどういう基準でされていくのか、この2点の回答をいただきたいと思います。

[会長] はい。事務局から回答をお願いいたします。

[事務局] まず計画の改訂の時差に関しましては、その計画によって改訂年次などの差がありますので、その都度ちょっと内容に関して、確認をする必要があるものと考えております。

改訂の際の基準につきましては、改訂時の現状の社会情勢等を踏まえて、前回の内容とどう異なっていくのかっていうことを主に、今回改訂に当たらせていただいております。はい。以上でございます。

[会長] 委員、お願いいたします。

[委員] わかりました。またその都度というのがね、どの範疇かっていう部分がやっぱりそれぞれ違ってくると思うんですよ。

例えば総合戦略であればまちづくりの部分でありますので、この時点はもうその都度、

やはり一定示していただき、誰がチェックされるのか、そこはやっぱり庁舎内でしっかりと議論していただきたいということは要望しておきます。

えっと審議を進めないといけないんでそこはもう要望でとどめておきますので、一定の期間を持っていただきたいと思います。

[会長] はい。ありがとうございました。特に進行管理のところについてはまた後程、第3章のところが出てきますので、皆様からもご意見いただけたらというふうに思います。他いかがでしょうか。

[会長] はい。委員お願いいたします。

[委員] 進行管理と委員の意見の反映についてはちょっと、一旦置いといてということとこれで了解したわけではないので一旦置いといてということですが、ちょっと内容面について一言言わせていただきたい。

目次という部分、目次の部分がですね、非常にさっぱりしすぎてる。これは絶対直していただきたいと思ってます。

平成24年のマスタープランでは、その全体構想の中においてもそれ例えば島本町の現状と特性であれば、何なのかっていうことはその小さい章立てに分けても目次がしっかり書かれていて、マスタープランを見る人にとって親切な作りになっていたのも、これではちょっと、初めてマスタープランを見る人がどこを見たらいいのかとか全然わからないので、これは、先ほどの大きな宿題は置いといて、言わしてもらいます。これは絶対反映していただきたいです。

[会長] すいません。目次の件なんですけど、もう少し具体的に、例えば、第1章、第2章、大きな節がありますけども、それをさらに細かく分けて欲しいという、そういうご意見でよろしいでしょうか。

[委員] 見本といたしましてはまだ、多分ホームページとかで見れるのかと。

平成24年に策定されたマスタープランでは、例えば、全体構想第1 島本町の現状と特性の中には、島本町の現状と特性と、1-1って書いてまたその下に都市計画における主要課題というふうに、細かく、分けていました。そんな感じ。これではちょっとざっくりし過ぎてるんじゃないかなと思うので項目を丁寧に分けていただきたいと思います。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。いただいたご意見を踏まえて検討させていきたいと思えます。  
はい。

[会長] それではほかいかがでしょうか。

では、次、第1章に行きたいんですけども、ちょうど45分経ちそうなのでここで区切りのいいところで一旦区切らせていただいて、換気の時間を取りたいと思います。

次の時間について事務局、5分時間確保するんですけど。

[事務局] はい。

[会長] ということで今、10時42分ですので47分から再開させていただきたいと思いま

すよろしく願いいたします。

(換気5分)

はい。それでは5分経ちましたので、まずは窓を閉めていただいて、傍聴者の方戻られましたかね。

[事務局] はい。

[会長] はい。それでは、続けさせていただきたいと思います。

先ほど、序章ということで、続いて第1章について、まず全体構想ということでこの部分が多くなってますけども、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局] はい。ご説明させていただきます。続きまして全体構想についてご説明いたします。

全体構想については、「1 島本町の現状と特性」、「2 社会潮流」、「3 都市計画における主要課題」「4 めざすべき都市像」、「5 都市計画の基本方針」の大きく5項目から構成されております。

まずは10ページをご覧ください。一番下の地区計画でございますが、前回の改訂後町内で3地区の地区計画を指定いたしましたので、本計画にも反映いたしております。

続きまして「1 島本町の現状と特性」のうち、11ページをご覧ください。(9)の生産緑地地区でございますが、平成30年度に制度を導入し、令和元年度に島本町生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定し、区域の規模に関する条例条件を500平方メートルから300平方メートルに変更し、現在21地区、約2.1ヘクタールを指定いたしております。

続いて(10)の土地区画整理事業でございますが、JR島本駅西地区において、現在土地区画整理事業を実施していることから項目を新設をいたしております。

続きまして13ページをご覧ください。(11)都市計画道路の状況でございます。前回の改訂の後平成24年度に、大阪府決定の未着手路線でありました島本中央線ほか1路線を廃止し、同様に島本町決定の未着手路線でありました西野々小田線ほか1路線を廃止したことから、ご覧の表の通りとなっております。

続きまして17ページから20ページをご覧ください。(14)景観でございますが、現在、本町におきましては島本町景観計画の策定に向け準備を進めているところであり、今後景観行政団体への移行をめざしていることから、マスタープランにも計画の項目を新設したものでございます。

続きまして21ページをご覧ください。(15)住民意向と題しまして序章にて少し触れましたアンケートについて記載しております。

内容としましては今回の都市計画マスタープランの改訂に当たりまして、令和2年9月末現在で島本町にお住まいの16歳以上の方から無作為に抽出した3,000人を対象として実施したものでございます。

こちらについては調査方法や調査項目等について記載しているほか、22ページから5ページにわたって、島本町の現状についての散布図、普段の生活行動についての図、町の将

来像やエリアごとの土地利用などまちづくりの考えについての棒グラフを掲載し、アンケート結果とその分析について記載しております。

22ページの下の表をご覧ください。こちらは町の現状についての重要度と満足度のサンプル図となっております。表の属性については上に行くほど重要度が高く、右に行くほど満足度が高いということになります。

また満足度が項目全体の平均よりプラスのものとしまして、「自然環境の豊かさ」、「通勤通学の便利さ」が挙げられます。

加えて満足度が低い一方で重要度が高いものとしまして、「災害（地震水害など）に対する安全性」、「防犯面での安全性」などが挙げられます。

続きまして23ページ24ページをご覧ください。

町内の各地域にお住まいの方が、平日や休日にどの地域に買い物に行っているかについての図となります。

続きまして25、26ページをご覧ください。25ページについては10から30歳代、40から50歳代、60歳以上の三つの年代別でめざすべきまちの将来像について重視している項目を示したグラフとなります。「買い物など日常生活が便利なまち」「静かで落ち着いたまちなみ・住環境の中で過ごせる町」など住宅都市としての利便性や快適性を求めていることがわかります。

続きまして26ページをご覧ください。住宅市街地や複合市街地農地が連担してあるエリアや山間地等の土地利用について、重視すべきことを示したグラフとなります。

続きまして27ページをご覧ください。無作為で抽出した町内在住200人を対象にしたワークショップで出た意見について記載しております。

ワークショップについては計2回開催し、1回目では町の魅力や課題をグループに分け、話し合っていたいただき、2回目のワークショップで、1回目のワークショップで出た魅力を引き出すための取組や、課題を解決するためにできることなどを話し合っていました。その内容についてそれぞれ27、28ページに記載しております。

重視する視点として挙げたものとして、「水、緑、自然を守ること」、「安全であること」などがあります。

続きまして31ページをご覧ください。先ほど述べましたアンケートとワークショップの二つの取組から得られた町の課題や、めざすべき将来像に関する意見をもとに、都市計画における主要課題として、「1 コンパクトで行政効率の高いまちの維持」、「2 まちの価値向上に向けた豊かな自然環境の活用」「3 にぎわいや働く場など都市活力の創出」「4 住宅都市としての魅力向上、地域での暮らしの持続」「5 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進」「6 参画と協働によるまちづくりの推進」の6項目を設定しました。

まず「コンパクトで行政効率の高いまちの維持」ですが、本町の住宅都市としての特性を保つためにも、現在のコンパクトで行政効率の高いまちを維持することが必要です。

また31ページの図にありますように、今後約10年間については人口が維持されるのが見

込まれますが、それ以降は減少していく見込みとなることから、これからの10年間に人口減少に備えた都市の基礎づくりが必要ということから、課題として設定しております。

32ページをご覧ください。次に「まちの価値向上に向けた豊かな自然環境の活用」ですが、現在の自然環境を維持、向上させることで、生活空間の安全、安心、快適性を高め、まちの価値を高めることにつなげることが必要ということから、課題に設定しております。

次に「にぎわいや働く場など都市活力の創出」ですが、JR島本駅西地区におけるまちづくりでは、周辺環境と調和した緑豊かな地区整備を図り、駅東側の文化公園機能とも連携した拠点性の向上、町のイメージアップにつなげていくことが重要であるということから、課題に設定しております。

次に「住宅都市としての魅力向上、地域での暮らしの持続」ですが、住宅都市としての特性を生かしながら、利便性のさらなる向上、ゆとりや自然の豊かさを感じる生活環境としての魅力や快適性の向上、子育て環境の充実など、より多様な暮らしの魅力が感じられるまちづくりが必要です。

またコンパクトなまちを形成しながらも、周辺の集落の暮らしを今後も持続させるため、交通ネットワークの維持や地域資源を生かした個性あるまちづくりの推進など、持続可能なまちづくりを行っていくことが必要であることから、課題に設定しております。

次に「災害に強い安全安心なまちづくりの推進」ですが、ハードソフト両面からの減災や地域防災など、安全安心なまちづくりを推進することが必要であることから課題に設定しております。

最後に「参画と協働によるまちづくりの推進」ですが、地域において住民がより具体的に参画するまちづくりを展開するとともに、住民事業者、行政などによる連携と協働による総合的なまちづくりとして取り組むことが必要であることから、課題に設定しています。

以上のことから課題設定を行うとともに記載しております。

続きまして34ページをご覧ください。第五次総合計画では「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち～いきいき・ふれあい・やさしい島本～」として将来像を設定していますが、都市計画マスタープランにおいても総合計画に定める将来像を基本としながら、都市計画の観点から実現していくことを念頭に、「自然・都市・人が共存し繋がる持続的な住宅交流都市」として将来像を設定しました。

次に35ページをご覧ください。31ページから記載している都市計画における主要課題を踏まえるとともに、34ページに記載しております将来都市像の実現に向けたまちづくりの目標として、「①水と緑と歴史を生かすまちづくり」「②コンパクトで利便性の高いまちづくり」「③活力と魅力あふれるまちづくり」「④快適で安全・安心なまちづくり」「⑤住民参画への意欲とまちへの愛着を育むまちづくり」の5項目を設定しました。

「①水と緑と歴史を生かすまちづくり」については、「水と緑を守り生かすまちづくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「環境にやさしい脱炭素なまちづくり」こちらの3項目を目標として掲げさせていただいております。

次に「②コンパクトで利便性の高いまちづくり」こちらについても、「コンパクトな都市構造を実現するまちづくり」、「徒歩や自転車の移動の魅力あるまちづくり」の2項目を目標に掲げています。

次に「③活力と魅力あふれるまちづくり」ですが、「都市の魅力とにぎわいのあるまちづくり」「住宅都市として魅力あるまちづくり」「働く場を大切にすまちづくり」「観光・交流のまちづくり」の4項目を目標に掲げております。

次に「④快適で安全・安心なまちづくり」ですが、「快適な生活環境の質を高めるまちづくり」「安全なまちづくり」「人にやさしいまちづくり」「広域的な協力・連携の関係性を持ったまちづくり」の4項目を目標に掲げています。

最後に「⑤住民参画への意欲と町への愛着を育むまちづくり」ですが、「住民参画を重視したまちづくり」「愛着や誇りを醸成するまちづくり」こちらの2項目を目標に掲げています。

続きまして42ページをご覧ください。先ほど述べました「将来都市像の実現に向けたまちづくり」の目標に向けて、都市計画における主要課題にどのように取り組むかについて、都市計画の基本方針として、「1土地利用の方針」「2基盤施設の整備の方針」「3水と緑と歴史的資源のまちづくりの方針」「4景観形成の方針」「5市街地及び住環境整備の方針」「6都市防災の方針」の6項目で記載しております。

43ページをご覧ください。「1土地利用の方針」については、町内全域を土地利用という考えから、第五次島本町総合計画に基づき、ゾーン分けを行い、示しているとともに、各ゾーンに対しての土地利用の方針を記載し、自然環境の保全、活用に努め、無秩序な市街化を防止、コンパクトな市街地を形成するとともに、中心市街地ゾーンの都市機能の充実と適正な土地利用の誘導といった基本的な方向性を記載しております。

「2基盤施設の整備の方針」については、町内の全域の主要な道路に対しての位置付けや下水道の整備状況等について、幹線道路の維持・管理等による町内の交通ネットワークの向上や快適な歩行者空間ネットワークの形成、安全で快適な水辺空間の形成、都市基盤施設の計画的な整備と適切な維持管理及び更新などの基本的な方向性を記載しております。

続きまして51ページをご覧ください。「水と緑と歴史的資源のまちづくりの方針」については町内全域に関して、水、緑、歴史文化資源という点からゾーン分け、位置付け、まちづくりの方針を示し、良好な自然環境の保全・活用、緑化の推進、歴史文化資源の保全・活用などの基本的な方向性を記載しております。

続きまして54ページをご覧ください。「景観形成の方針」については、景観行政団体として、良好な景観形成を総合的に推進するため、景観資源の保全・活用と個性的な地域景観の創出や、水と緑のうるおいと快適性を感じられる市街地景観などの基本的な方向性を記載しております。

56ページをご覧ください。続きまして、「市街地及び住環境整備の方針」、これについては、町内の特に市街地に関して、商業地として整備する区域、適正な市街地形成の誘導、

居住環境の保全、育成を図る区域等をゾーン分けし、中心市街地ゾーンにおける市街地整備の推進や緑地空間の保全、活用による良好な居住環境の保全育成などの基本的な方向性を記載しております。

また今後JR島本駅西地区での住宅開発なども控えていることなどからも、地区計画や景観計画等を踏まえた良好な住環境の形成についての取組についても記載しております。最後に「都市防災の方針」については、都市防災という観点から、各地域での地区防災拠点や緊急交通路や、広域避難地など、防災、減災に係る取組を示し体系的な防災拠点や避難地の整備、緊急時に対応した交通手段の確保や、地域による防災まちづくりの推進による減災のまちづくりなどの基本方向を記載しております。

以上が第1章の説明となります。

[会長] はい。ありがとうございました。

先ほど目次の件は、ここの大小見ていただくとわかる通り、実際には個別にですね、もうちょっと小さいところは分かれているので、目次のところをもう少しちゃんと書くっていうことで、承りたいと思います。

それからあとは、第1章特にいろんな課題を把握して、それから都市像を作って基本方針を導くっていう多分、その流れのところは、今日ご説明いただいたところですし、それから前回のマスタープランの改訂見直しっていうのは、いわゆる、前回書いてある内容の中から更新されたところを、修正をしているというようなそういう位置付けかなというふうに思いますので、全体を通してですね、もちろん、この後、パブコメ等も含めてまた、全体の意見をお聞きするところがあるんですけど、こういったところの観点が抜けてないかどうかとかですね、そういった観点で何らか、ただいまのご説明非常に長い文章なんかで、一つ一つ見るのは大変な状況や、十分理解してるんですけども、それでもこういったところがあるかないか、そういった観点からでも結構ですのでご意見いただけますと幸いです。

いかがでしょうか。

[会長] 委員、お願いいたします。

[委員] 5ページですね、釈迦岳付近に源流を發し。下の方です。下の一番下の段落で淀川水系の水無瀬川という源流を、釈迦岳付近ということで記載されてるんですけど、これ前の会議でも言ったんですけど、この釈迦岳がどこにあるんかということを示すどこかの地図何ページを参照とかそういったことしないと、釈迦岳付近言われても、ほとんどの人はどこにあるのかわかわからないと思うんですけどね。

だから、8ページの図に示して、8ページの図を参照とか、そういうことをして欲しいと思います。

それと10ページで、地区計画で、地区計画は以下の3地区において定められていますということだけど、これ見たらね、12ページの地図で全部まとめているはずみたいだけど、これごちゃごちゃでわからへんのだね。

だから、この3地区だけを別に別の地図に表示して、ここってことがわかるようにしていただければ、生産緑地なんかあちこちに分散してるので、あれかもわかりませんが、何しろこの用途地図をつけるだけでは3地区というのがどこかわかりにくいなという気がしました。

あと、都市計画道路の13ページなんですよね。それが一番心配するのはJRの西側の今再開発されてて、車がどう動くんかということが心配なのとあと、いわゆるマンボです。すねJR下の細い道。小さな歩行者と自転車とが動くところなんですけど、あれがねえ。将来あそこが開発が終わった段階で、ものすごく混雑するなと目に見えてるわけなんですよね。あちらから阪急のほうに行く人とか、ねえ、そこ特に登下校の子どもたち混雑することが心配なんですよね。

だからあれについては、どうするかというようなことをやはり、これはマスタープランやけれど、やはりそういったところもちょっと触れて欲しいなという気はします。それとここにね、22ページでやはり災害ということが、触れられてて、ずっと見てると、どこやったかな、災害のところ触れてるところがある。

災害の対応とか、都市で、どこでしたかね、こちらか。後の方になるので、私の話は、ここで一旦打ち切らせていただいて、はい。はい。

[会長] ありがとうございます。

では、特に地図を使って、それぞれの地名と、それから地区等が、わかるような形ということでご要望いただきました。

これについて事務局の方からご回答お願いいたします。

[事務局] すみません。いただいたご意見ですね、地図の方が視認性が悪いと、いろいろわかりにくい箇所があるということなので、いただいたご意見を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。はい。

[会長] はい。それから都市計画道路に関する課題については、これは後ろの方の安全・安心なまちづくり等に反映されてるかどうかというところが重要なのかなあとこのように思いました。13ページ目はこれ今、都市計画道路がどういう状況かっていうことで書かれていると思いますので、課題に基づいてこれから将来発生しそうな課題について、対応できるような形になってるのかどうか、そのあたりについての記述内容かなというふうに思いますが、これについても、事務局の方から回答をお願いいたします。はい。

[事務局] 今、会長がご指摘いただきました通りですねまちづくりの目標というところで、4-2のところですが、36ページにですね、快適で安全安心なまちづくりというところの、安全なまちづくりという項目にですね、まず、防災的な部分での治山治水対策ですとか延焼防止避難に役立つ幹線道路網の体系的計画的な維持管理等ですね、こちらの方に書かせていただいております。このまちづくり目標に基づいて、都市計画の方実施したいと思いたいと考えております。

[会長] はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。他にいかがでしょうか。

[委員] では、ちょっとすいません32ページにね、そこまで飛んで32ページに災害に強い安全・安心なまちづくりの推進というのが一番下にありますけどね。

山裾では土砂災害警戒区域なども定められておりと書いてあるんですけど、これがどこのことかわからん。ハザードマップみたいなバーツと出るわけなんですよね。

だからハザードマップを参照するとか、ハザードマップをここに付けるとか、いうことで、どういったところが、課題があるんかということが、わかるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

[会長] はい。事務局の方から回答お願いいたします。

[事務局] はい。今教えていただいた内容につきましてはこの都市計画マスタープランには今、現状記載はしておりませんので、何かの形で表現できるようには検討させていただきますと考えております。

[会長] はい。方法論としてはこの中に入れていくっていうのもありますし、個別で多分、計画とか検討業務っていうのが多分されてると思いますんで、参考図書として何を見ればその詳細が載ってるのかっていうのがしっかりわかるような形というのが、大切だというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

[委員] すいませんね。もう一つね、その上のところで、都市住宅としての魅力ですね。やはり、ここだけじゃないんですけど子どもの子育てということに力を入れる意味から言いますとね、やはり児童館というものの設置ということをやはり将来目標に入れて欲しいなと思うんですよね。やはり遊び場のない子どもたちというのがいてるわけですよ。

土日なんかで親が働いてて、行くところがない。友達を探し待ってるようなことも見受けるんですね実際に、だからそういった子どもの居場所づくりということで、やはり子育てということは大事なことです。子育て支援というのは、どっかでそういう児童館等の、設置を目標にということで入れて欲しいなと思いますが、はい。

[会長] これにつきましては事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。あくまでこの計画自体が都市計画マスタープランということなので、内容につきましては子育て部局ですかねそういったところとちょっと協議のうえ、検討してまいりたいと思います。以上です。

[会長] はい。特にターゲットとしての、そういった方が大切であれば少し特出しをするかどうか、そのあたり検討していただきたいと思います。

はい、では続いて委員お願いいたします。

[委員] 今ご説明いただいただけでもものすごいボリュームで、私の能力では全くどこをどう質問していいのかわからないんですよね。で、やっぱり各項目ごとに1回2時間ずつね、やっぱり討議しないと、委員もね討議した方がいいっておっしゃってますし、委員は、以前のことがちゃんと反映されてないと。

反映されてるのかされてないのかっていう検証もされてないとおっしゃってますから、

こういう乱暴で、ガサツなやり方ではなくて、やっぱり、きちんと項目ずつ、落ち着いて、討議ができるようにしていただきたいと思います。

私も今こっだけザッと説明されてどこいっばいね、討議したらいいってうかね審議したいことはあるんです。だけれど、どこでどう質問していいかわからないんですね。

例えばですね9ページの交通体系のところですね。さっき委員もおっしゃったようにですね駅西に行く道路がね一本しかないっていうのはもう本当にこのまちの昔からの問題だと思っんです。

特に駅西、1,250人とかってあるけど実際にはやっぱり2,000人以上の2,000、2,000世帯以上の世帯が増えるでしょうしね。そんな時にものすごい交通渋滞すると思っんです。

それとですね、島本町自体の道がものすごく悪いんですね。

私、かつて違う町に住んでたので、こちらに越してきた時にまず西国街道の狭さ。それから自転車と歩行者と自動車が入り乱れている細い道、もう本当に事故がいつ起きてもおかしくないなんていうのがしょっちゅうあります。道自体がもうすごく悪いのでその辺ちょっとね、どういうふうな交通体系のこと考えてらっしゃるのかなあということも知りたいですし自転車レーンも必要だと思っんですしね。

交通のことだけでも十分いっばい話しせなあかなんということが、あると思っんです。

あとは前回お聞きしてた11ページの土地区画整理事業のところですかね。ちょっと、事業の中身についてね、やっぱり、今回の駅西のことでもきちんと説明を町民にされてるんですかね。

全体にですね、こういうふうにするっていうことなのね、説明を町の方から全町民に対してきちんとされてないんちゃうかなっていう気がしてるんですね。前回の都市マスで大学が来るの医療機関が来るのっていう話があったと思っんですけど。医療機関って来るんですかね。

そういう検証が全然されてない前回なんか言われてたことがね、そこは非常に問題だと思っるので、やっぱりまずそういうところからきちんとしないといけないん違うかなと思っます。

あとそれと14ページの都市計画公園の状況ということなんですけどね。私島本町ってものすごく公園の少ない場所だと思ってるんですよ。何となくね、緑が山に見えるので、何かそれにごまかされてねすごい自然が多い緑が多いっていうのはあるけれど実際に公園はありませんよね。

ここに見ても、ちょこちょこちょこちょこしかないし、公園面積が、なんか河川敷のところにも、ちょっと広い公園があるので、ちょっと増えてるように見えますけれども、実際には、市街地に公園ってほとんどないんですよ。

特に駅西のところに公園の計画が、はっきりここには書かれてませんけれども、そんな2000世帯も増える、2000名か増えるような、人口増加であつたらね、1人当たりですね、市街地では1人当たり5㎡の公園をめざすようにっていうふうな、都市計画公園法ですか、

1条2項で書かれてるってことですが、こんな全然、公園ちゃんとあるんですか、計画されてるんですか。そのこともちょっとわからないです。アンケートでも公園が少ないってことが書かれています。子どもたちが遊ぶところないですよ。

委員おっしゃってましたけれども、子どもたちが集まる場所がないっていうことは本当にそれはものすごい問題やと思います。だから公園のことはちゃんとやって欲しいんですね。西側開発での公園、のこと、特に、やっぱり、全然足りてないというふうに思います。

この前なんか、私、歴史公園とかしたらいいんじゃないかっていうことを質問したとき、町長みずからが、西側にね、公園作ったら10億円かかるからできへんみたいにおっしゃったんですけれどもその10億円という根拠は一体どこから来るんですか。

それとね、やっぱり、そういうお金がかかるんだったら例えば歴史、あそこ最近あちらではもう、尾山遺跡とか、西浦門前とかね、いろんな歴史のものが出ているので、大阪府とか国とかからの助成金を使ってやったらいいと思いますしね。水害の問題もありますし、だからその辺ちょっと公園のことは、特に西側、全体でもですけれどもね、増やして欲しいというふうに思いますので、その辺、どうなのか、お答えいただきたいと思います。

[会長] はい。ありがとうございます。

ちょっとまず、前提として交通体系とかこの辺りの図っていうのは、今現状どこまで整備されたのかっていうことがあって、今、委員からご指摘いただいた内容っていうのは、この先どうしていったらいいのかっていうような、先ほどいただきました例えば、35ページ、36ページあたりの将来の目標であるまちづくりの目標とか、この中にそういった問題意識がしっかり含まれてるかどうかっていうのが、一つ重要なポイントかと思います。

それで具体的などころについては、これ都市計画審議会で決めることではなくて、決まらなくて、それぞれの個別のですね、例えば道路計画とか、公園計画とか、そういったところで、おそらく別途先ほど、上位計画とか関連計画の整合性っていうお話があったと思うんですけど、そちらの方で具体的に、検討していくっていうようなことになるかと思いますので、いただいたご意見についてまず35ページもしくは、34ページをめざすべき都市像の中から含めて、反映されてるかどうかこのあたりについて、事務局の方から回答をえたいと思います。

まず道路関係ですかね、都市計画の道路ということで、ご指摘を受けたかと思うんですけど、この観点というのは、どこの、あたりに入ってるのかっていうことについて少しご説明いただけないでしょうか。

[事務局] はい。ご説明させていただきます。

道路という点につきまして、委員ご指摘の道路の最初の冒頭のところにつきましては、どちらかという現状のなところになりますので、今後の方針をここに記載っていうのは難しいということをちょっとご理解いただけたらと思います。

また、道路の今後ということにつきましては5章の部分のところの基盤施設の整備方針のところ、道路について今後どういうふうにしていくかっていうところの明記、46ペー

ジの基盤の整備の方針というところで、掲げさせていただいておりますので、基本はそういう未整備であったりとか、今後開発とかを考える地区っていうのは検討していかないといけないかなというところがございますのでこのところで明記しているところご理解いただけたらと思います。

[会長] はい。それから、公園の点についてはいかがでしょうか。

先ほどの具体的な都市公園等も含めてですけど、1人当たりの基準等、これは別途定められているところがあって、これの整備状況、それから今後それらがどういうふうに、施設として整備の方針が書かれてるか、この辺りについても、引き続き事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。説明させていただきます。

公園につきまして、委員ご指摘の冒頭の公園につきましては、どちらかと言いますと都市計画公園という公園の記載をさせていただいておりますので、公園については他のところもあるんですけども、こちらについてもあくまで現状の公園ということになるので、ちょっとこちらについても、今後の公園の整備方針というのをここに記載っていうところは難しいことをご理解いただけたらと思います。

それに加えて、今後の方針というところにつきましては、51ページのところ5-3水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針、こちらのところで、2 公園緑地というな項目ございますのでこちらの方で、こちらの51ページ一番下ですかね、駅西地区において、公園緑地空間等整備とかそういったことを記載させていただいておりますので、そういったところで、今後西側の公園の開発っていうところ、公園の整備ってなところを検討してまいりたいというような記述をさせていただいております。

以上です。

[会長] はい。私の方でお伺いした、道路公園等について、歴史の公園ということでも、51ページのところに記載はあるかなというふうには思うんですけども、委員がおっしゃった他、ご意見というのがこういったところにしっかり反映されてるかどうか、そのあたりについては、確認は取れたんですけども、私の方で取りこぼしてるところが何か、あればと思うんですけど、先ほどいただいたご意見で大体ご理解いただけましたでしょうか。はい。お願いします。

[委員] じゃ、ちゃんと作っていただけるってことですね。

[会長] これここには検討とかいくつかの文言等で書かれているので、ここに書いたからといって確実にできるっていうこの意思決定の場ではここではないので、おそらくそれぞれの事業とか計画とかで別途そういったものが、検討されるというふうな多分なってますので、まずはするのかしないのか、検討するのかわかっていうことが、多分この方針の中に書かれているかっていうところが重要だというふうに私個人としては認識しています。

ですので、要素としては含まれてるという理解でいます。はい。

[委員] それはわかりましたけれども、検討しますっていうだけではね。実際何もされないのではね。意味がないので、やっぱり検討するっていうことは、ある程度、こういうふうにすると、その経過、どういうふうに決定されたっていうことはきちんと住民の方にお知らせ当然のことながらしてくださるといことですね。

[会長] はい。これにつきましては、事務局の方からご回答いただけたらと思います。

いくつか方針が書かれていて、その中には、具体的な検討をしますっていうふうに書かれてるものとか努めますとかですね、語尾見ていただくと、いくつかあって、当然お金がかかったりとかするようなことなので、毎年の議会でやったりとかそういう検討業務っていうのを踏まえた上で、最後それを実施するかどうかってのは町全体として決定していくことだと思うんですけど、ここは、特にマスタープランということなので皆様からいただいたご意見や課題等を踏まえて、そういったことをやるべきなのかどうかっていうことについて、ある程度絞り込みがされてるのかなというそういう理解でいますが。はい。

すいません事務局の方から、この辺りの文言の書き方が具体的に何を意味してるのかっていったところだと思いますけど、ご説明があれば、よろしく願いいたします。

[事務局] その検討をするとかそういった内容に関しましてなんですけども、これにつきましては今後の長いスパンでの計画になりますし、それに関して今の段階でそれをどういうふうに記載させるかっていうことに関してはなかなか難しいところですが、可能な範囲で、その検討結果なりはお示しさせていただきたいと考えております。

[会長] はい。これは行政が実施するものについては、基本、議会を通過っていうことに、業務等で報告書があっっていうことになるとと思いますので、もちろん実施した検討業務については、それについては報告がされるというご理解をしていただけると幸いです。はい。では委員お願いいたします。

[委員] 私も楽しみにしてるんですけど、35ページの、コンパクトで利便性の高いまちづくりの下で、魅力的な都市空間を形成していきますと、快適な歩行環境自転車走行環境の形成などにより、歩行者や自転車利用者にとって魅力的なという、安全ということもあるでしょうけど、形成して行きますというふうに断言されてるわけで、これについてもすごく楽しみにしています。

どのようにして、これを形成していくのかということを見たいと思います。

それと次の36ページの、今結局ねどういうことか言うところにはね、熱海の土砂崩落の問題ですよ。あれが一番怖いんですよ。

ああいう土砂災害、この治山治水対策、これについてもですね、今後見守っていききたいなと思いますので、どのように安全性を確保されていくのか、現にハザードマップを見れば、自然の形で自然の結果形成した斜面等で、ハザードマップで赤くなってる場所土砂災害のあるところもあれば、どうもこれは人の手が加えられた結果こうなってるじゃないかっていうところもちろほら見えるんですよ。

だからこんなもん放置しておいたあかんのやないかと。

もっと積極的に、結局ね、今の時代はね、一つの事業、事業者、企業がね、自分の会社の利益だけを追求して生き残って、活動できるような時代じゃなくなってきてるわけですよね。

そんな企業とか事業者とか、地権者だけの利益追求の世の中ではなくなってきてるわけですから、もう少し強く踏み込んでいていただきたいということです。

ですからこういったことについて、取り組みますとか、いっぱい書いておられるのでこれは、今後十年間どのような形で推移していくのかっていうのは、実に楽しみだと私は思います。以上です。

[会長] はい。ありがとうございました。コメントということで、お伺いさせていただきました。他いかがでしょうか。ちょっとすみません。

委員お願いいたします。

[委員] 説明お願いしたいんですけどね。35ページですけどね、2番目のコンパクトで利便性の高いまちづくりの中で、その下の、交通ネットワークの形成。これはどういうことなのかと。

もう一つ、36ページの住宅都市としての魅力あるまちづくりですね。住宅や住環境の質的向上という形でありますけども、具体的にどういうことを言っておられるのか。

その下ですね、働く場を大切に作るまちづくり。事業所が活動を行いやすい環境づくり、これどういうふうに環境を作っていくのか。この説明とですね、それから、これは違うけど、4番目の快適で安全安心のまちづくりの安全なまちづくり、ありますね。これは防災だけですけど、それ以外にも、防犯とか、或いは交通事故、これも入れてはいかがかなと思いますけど、いかがですか。

[会長] はい、ありがとうございましたそれでは、事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい、説明させていただきます。

交通ネットワークという点につきましては日常生活上の道路とかそういったところの整備っていうふうなところを通じて、そういう道路同士の繋がりとか、そういったものとかの形成というふうなものっていうふうに考えております。

こちらについてはコンパクトなまちづくりっていうところで町の施設等とかの集約とかそういったところとかのことも考えられますのでそういったところで、どうしても道路とかの形成とかがっていうようなことは、必要になってくるのかなあと考えておりますのでそういう道路同士の形成という中で、日常生活を送り歩行環境とかが阻害されないようにとかより高められるようになっていこうところの歩行環境づくりってなところでの、交通ネットワークの形成というふうに考えております。

[会長] はい。それからもう一つは安全に働く場。それから、次のページですかね36ページのところで出てきた、事業者が活動を行いやすい。この辺りについても、事務局の方で具体的なものがあれば、伺いたいんですけども、もちろんこれ目標ということなので今、

住民のいろんなヒアリングとかワークショップ等が出てきた課題が、ここに書いてあるだけかもしれませんが、具体的に定まってないということであればこれ具体的にこれから取り組んでいくということになってるので、別途検討されるのか、その辺りについて少し補足説明いただけますでしょうか。

[事務局] すいません。ご説明させていただきます。働く場を大切にすまちなみづくりというところで、事業所が活動を行いやすい環境づくりにつきましては、これまでも町の方でさせていただいております。

けれども、例えばもともとその工場なりが設置されているところが、その工場の環境に適していない、用途地域とかでしたら、それに基づいて、例えば準工業地域という形で、その用途地域を変更させていただいて、住居の混在するところでしたら住居並みの環境を維持するために地区計画で、例えば、縛らせていただくとか、そういった内容に関して、今実施させていただいております。今後ともそういった内容に関して検討してまいりたいという意味合いでございます。以上です。

[会長] はい。それからもう一つは、安全・安心、この辺りを防犯灯も、それから交通安全も含めてという記載については、これについても、事務局の方から補足で説明をお願いいたします。

[事務局] すいません。今、安全・安心につきましてはこの4の快適で安全・安心のまちづくりのところにはですね、主に防災面をメインで書かせていただいております。

ちょっと内容につきましてですね具体的にその安全・安心な都市防災なり減災ですかね、それに関しては59ページ・56ページでございます、都市防災減災の方針というところに書かせていただいているところです。

今いただきました防犯面ですとか交通面ということに関しては、別の項目で書かせていただいているところもあるんですが、そういった安全・安心のことに関して、どういう形で、ここに記載していただくかに関しましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[会長] はい。委員いかがでしょうか。

[委員] もう一つ、住宅や住環境の住宅のご説明をお願いします。

[会長] はい。事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。こちら、3の活力と魅力あふれるまちづくりのところの住宅都市として魅力あるまちづくりの中ですね、住宅や住環境の質的向上ということなんですけれども、ここに書かせていただいている内容につきましては、もともとその環境の向上とかいうところもありますので、ここに関して具体的な方針に関しましては、5-5ですかね、市街地及び住環境整備の方針のところ、よりよい暮らしやすい方針となるまちづくりということでこの具体的な方針をこの56、57ページ辺りに示させていただいております。はい。

ちょっと具体的な内容に関してはここに書いてある通りなので割愛させていただきますけれ

ども、環境整備という形のニュアンスでとっていただければなと考えております。以上です。

[会長] はい。委員、いかがでしょうか。また、具体的なところってのはこの中には多分なかなか出てこないと思うんですけど都市計画に関わりそうな、用途とかそういったところで、課題のある、例えば先ほどわかりやすい例は、工場の住工混在とかですね、そういったことで、事業者さんが、快適な事業が実施できないような状況に追い込まれないよというふうな、そういった土地利用の話としての、記載がここでは意図して書かれているということだというふうに、事務局からご説明ありました。

同じく住環境に関しても、この質的向上というのがもともとあれですよ。人口が減ってきて、その中でどういうふうな、今までは量的な拡大っていうところを追求してきたところを、住環境としての質っていうのが具体的にどういったものなのかっていうことが、なかなかイメージがしづらいということで、ご質問いただいたと思うんですけど、そのあたりについては、55ページ、56ページ、市街地及び住環境整備の方針という中に、少しより具体的な言葉として書かれているというふうなご説明だったかと思います。

また後程ございましたら、お気づきの点がありましたよろしくお願ひいたします。

[会長] はい。それでは委員すいません。

[委員] すいません。ちょっと僕自身もよくわかってない部分もあるんですが、都市計画マスタープランでどこまで具体的なことを書くのかとか、そのところがわかってないので、おそらく多分他の委員さんも、その辺り難しいところなのかなと思ってるんですね。

なんかちょっとそこの辺は、何か前提知識として入れていただかないと、ちょっと議論が噛み合わなくなってしまうかなっていうのが一つあります。

ただその前提でちょっと僕もちょっと進んだ議論っていうか、話をしてしまうかもしれませんけどもその時は言ってください。

まずですねちょっと一読させていただいて総合計画、第五次総合計画に基づいて、これを作りますっていうところなんですけども、第五次総合計画のどの部分を、このハード面を定めるべき都市計画として定めようとしているのかっていうのがよくわかりませんというところですよ。

一見すると、総合計画をこの都市計画法っていう観点からなぞってるだけのものになっていて、あまり意味があるものになってるように思えないっていうのがあります。

やっぱりこれ、あくまで都市計画なんで、ハード面としてどういうことを、総合計画で定められてることをどうやって実現するかっていう観点からあるべきなんじゃないかなと私自身は思ってて、なのである意味そういう意味では総合計画のこと全部拾い上げる必要もないし、総合計画で達成されるべき目標のうち、ハード面のものはこれです、ていうふうなところが全然見えない。なんか、これ全体的に見えるんですけども、すべてのところにいい顔しすぎている、総花的であって、逆に言うと、何がしたいのかがわからないというものになっています。

それはだからその町としてこれ10年なんですけども、10年にそこから先20年、30年先を見据えてじゃあどういうふうに計画していかないといけないのかっていうところが全く見えないですよ。

そこが一ちょっと根本的にもうそういう意味では書き直した方がいいんじゃないかなっていうぐらいで思ってるところではあります。

だからあとですね、もう一つ思うのは、課題の掘り下げが全くできていないってところなんです。

それは、一つ目の理由としては、これ、例えばコンパクトシティとか云々とかありますけどもこの都市計画での流行りの言葉がね、並べられているだけで島本町の本当の課題が出てくるのかっていうのがわかりません。

ちょっとどっかのここのどっかにもう何か島本町はある意味上の方が、山で、こっちの方が平野部というか、低いところで、ある程度もう、もう地理的にも分かれていてある程度コンパクトにまとまっている的な、記載は確かあったはずなんです。

その上でなお、コンパクトシティという場合に、コンパクトシティ、本当の島本町としてめざすコンパクトシティはこれで、それがどのように達成できてね、その達成できてない要因は何なのか。

その達成できてない要因を達成するために都市計画という側面からどういうふうに、規制的な手法、或いは何ですかね受益的な手法を使うのかっていうそういうふうなブレークダウンは全くされていなくて、ただ単にコンパクトシティしますじゃ、どういう課題があるのかが見えないのでじゃあどういう手法を使いますっていうのが、もうよく見えないっていうのが、あります。

なので島本町の課題に即した掘り下げをしていただきたいってところがあります。

それももう少し言うと例えば、自然環境のところも、なんか特にそうなんですけども、よく推進しますとか、いうのが書いてあるんですけども、どういうふうに推進しますなのか。まずそういう手段がないんですけども、手段がないようなところがすごくあって、どういうふうなことをすることによって推進しますっていうふうなそういう書き方じゃないと、何がしたいのかがよくわからないってことなんですけど、あ、すいませんもうちょっと言うとなんか要は、自然環境が今どういうふうなところで、課題に直面してる。例えば今は大丈夫ですけども、例えばあそこに、ちゃんと規制がされていないから大きい建物建ちましたと。そういう計画ができてしまいましたと。そういうふうなことが起こらないようにするために保全、例えば高さ制限をして保全していきますのかとか、そういうふうなちょっと課題が全く明確じゃないので、どういうことをしていくのかっていうのは見えないってところですね。

あとはさっき、先ほど言いましたようにハード面の話と、ソフト面の話が混在していて、都市計画法なのか総合計画なのかよくわからないってところなんです。以上です。

[会長] はい。ありがとうございます。

おそらく今いただいた意見、序章のところ、先ほどいくつか議論があった中で、ご説明いただいたところでいうと、都市計画法に関わる部分総合計画から、都市計画法に関わる部分というのは、もうご指摘の通りかと思います。

なので、具体的なこの中で事業とか、課題が何になるのかとかっていうことを掘り下げていくってというのは、これまた別の各論のところでの、計画なり、実施計画なり、そういったところで、具体的に検討していくことなので、この中ではそこまでその課題が、もうこの段階ですべてわかってるから次何をしようというところまで、決めるようなところを、書くのではなくて先ほどの1ページのところで、再度戻りますと、ビジョンを確立して整備方針ということで、大きな、この町の方針というのがどちら方向に向かうべきなのかっていうところまでが、まずは、この中で記載をしていこうと。

それを具体的にどういうふうな手法なりそういったものでやるのかってということについては個別の事業計画ってのはまた別途あるということでコンパクトな、コンパクトシティとかですねそういったことについてもこれ具体的にやろうと思うと、別途違う委員会なりそういったものができて、その中で具体的に課題は何ら関連する課題は何なのかっていうことで進めて、それを実施するのかがどうかっていうことが具体的に検討されるということなので、この中にはその内容自体がないってというのは委員ご指摘の通りだというふうに、皆さんもご理解いただけたらというふうに思います。

ですんでちょっと計画ってつくとか何か具体的にこれをこうするんだ、いつまでに何をするんだっていうふうに書くっていうふうに皆さん思われると思うんですけど、改めてこの中の位置付けってというのは方針を決めるということだけしかなくて、それも実際にやるかどうかについても、具体的に検討したらこれはやっぱりお金もかかるしできないよねってことはまた別途違うところで、議論が進んでいくというそういうご理解をいただけたらと思います。

[委員] わかりました。

[会長] はい。事務局の方から何かご回答ございますでしょうか。

[事務局] ございません。

[事務局] はい。すいません。議長ちょっと45分以上が経過して。

[会長] 手を挙げていただいたんですけど、45分経ってしまいましたのでまた引き続き、5分休憩をとって、そのあと、引き続き審議をさせていただきたいと思います。

ではすいませんが、また換気の時間を取りたいと思いますので今、43分ですので48分までということで、よろしく願いいたします。

(換気5分)

はい。それでは48分になりましたので、再開させていただきたいと思います。

すいません私の進行が、不手際で時間が少し伸びております。

まずちょっとこの位置付け等について、いろんなご質問いただいているので、その点については、ちょっと今後の運営方法ですね。

この審議会では何を議論すべきなのか、ご意見をいただくべきなのかってことが、ちゃんと仕分けできるように、少し検討させていただきたいと思いますので、その点についてはちょっと私の方で預からせていただきたいというふうに思います。

引き続き、まず先ほど挙手いただきました委員、よろしくお願ひいたします。

[委員] はい。意見としては四つあるんですけども、一つ目は11ページの生産緑地の記述なんですけど、他のところは何ヘクタールとか表がちゃんと載っていますけどここは何も載ってないですね。ですから表を入れるべきじゃないかなということと、先ほど、口頭でご説明あったんですけども区域の変更があって、件数増えたりしているというようなちょっと今までにない動きがあったのでその辺りをしっかり書いとくべきじゃないかなというふうに思いますのでお願ひしたいと思います。

それから31ページの、ご説明のときにですね1番目は何とかがってこういう説明されていて丸になっているんですね。この見だしはやっぱり丸じゃなくて番号をつけている方がいいと思いますので、その番号付けはお願ひしたいと思ってます。

それから34ページですけども、実は都市計画マスタープラン皆さんいろいろご意見があって案がお聞きしてたんですけど、ある意味総花っていうのは確かにそうなんですけども、これに何も書いてなかったら例えばなんかしたくて国の補助金をもらいたいときに、書いてないじゃないとか言われたらもらえないんですね。

ですから、今後十年間でもしやるかなと思うことを書いとかないといけないというそういう理由もありますので、何でこんないろんなこと全部書いてんのかと思われるかもしれませんがそういう事情もご理解いただいたらと思いますが、実は一番大事なのが34ページのめざすべき都市像。これキャッチフレーズなので、このどんな都市をめざすのかっていうところを、この都市計画マスタープランでまず決めて、それに沿って、どういう都市づくりをしていくかっていうところを考えていくということで、何かちょっと皆さんスルーされてますけどこの、将来都市像の「自然・都市・人が共存しつながら持続的な住宅交流都市」としていいのかどうかっていうところはもう、もうちょっと皆さんがもうこれでないっていうふうに考えた方がいいかなと思っているんですけど、ちょっとこの住宅交流都市って言葉がいいのかなっていうのをちょっと気になっているところです。

前のページのところに住宅都市っていう言葉が出ていて、住宅都市なのか交流都市なのか、交流住宅都市なのかちょっとそのところの、言葉で町民の皆さんがどういう都市をめざすっていうことがわかるのかなっていうのは少し気になるので、議論していただければというふうに思います私は、交流住宅都市の方がいいかなというふうにちょっと個人的には思っております。

それから、36ページ、37ページの中で、空家問題っていうのが、ここの町は人口が10年ぐらいまだそんなに減らないんですけどそれはマンションだったりして新しい人が入ってくるからで、次、今まで住んでいる人はずっと高齢化していくのは普通にあると思うんですね。そしたらやはり、他の都市で、もう非常に大きな問題なってる空家問題ももっと深刻

になる可能性があると思いますので何かちょっとこのあたりどこにそれを、入れているというか、何かに入っていないのか、ちょっとわからないんですけども、その辺りをしっかり書いておいたほうがいいんじゃないかと思いますので、以上の4点をお願いします。

[会長] はい。ありがとうございます。

それでは、コメントとして、承るということとあと一つは空き家について、どっかに記載があるかどうか、この点についてご質問いただいたかと思います。

事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] 説明させていただきます。すいません空家についてですがちょっとご指摘の箇所とかにはちょっと記載っていうところできていないのかなと、今後ちょっとどういうふうなところで空き家のところを記載するかとかはちょっと検討していきたいなというふうに思っているところです。

併せて将来都市像のところの方を説明させていただきたいと思うんですけども、委員ご指摘の通りで一応本町の今のところ、目標を定めた段階としては住宅都市、交流都市両方合わせたというふうな意味。もともと第五次総計の、めざすべき将来像として自然環境と都市環境が調和した住みよい活力あるまち、誰もが尊重され、安心して暮らし、いきいきと活躍できる地域社会をめざすというふうな将来像が、第五次総計でございまして、その将来像を基本としながらも、都市計画っていう観点から、住宅都市としての本町の特長、あとは持続的なまちづくりという観点と共同参画という交流の観点、これらの3つの観点を踏まえた結果こういう名称っていうふうに考えておきまして、その結果の住宅交流都市になっているんですけども、委員ご指摘の通りちょっと交流都市っていうふうにかく住宅交流としていくかについては、ちょっと検討してまいりたいなと考えております。以上です。

[会長] はい。これ課題のそこには書いてある、あるということだと思うんですけどさっきの将来の対応のところでも、キーワードとしておいてはどうかというご指摘だと思います。ありがとうございます。はい。

委員どうぞ。よろしいですか。

はい。では委員お願いします。

[委員] あの、57ページ。それから、うん。57ページの、その他のところに、地域ごとの良好な住環境の形成のために、地区計画の活用や建物、高さの規制、誘導について検討しますと書いてありますけど具体的なことは今決められないというのはよくわかりましたけれど、この高さ制限のことにしましてはね、あれ、直接請求、住民の直接請求とかの署名もありましたし、以前からずっと言われてることですし、山田町長も、選挙のときに公約としてね、高さ制限のことを書かれてますんで、やっぱり一、今本当に風景景観の方もそうですけども、水と緑とか山、山の風景とかって言うけれども、すごい急激にですね、この町に高いマンションが建ってるんですね。

それでも、一切高さ制限のことがいつまでたってもはっきりしないんで、これはねもう

早くね、決めて欲しいんですよ。

町長もそれ、公約されてるんで、できるだけ早く、いつ、いつやるんですかいつね、それをはっきりして欲しいんです。

でもそれ、ちょっとここで言うべきことなのかではないかもしれないけれども多くの住民が望んでおられることですし、景観計画もそうですね、そういう景観も含めて、そういうことは、何ていうかな、すごくふわーんとした感じでいいことばかり書かれてるけど実際にやる、やる気があるんかないかっていうのもちょっと私もすごく不安ですしね。

早く、できるだけ早くそういうことはやっていかないともう変わってしまう。町が変わってしまってからではね。間に合わないじゃないですか。

あのね、今、「おおび」というか「おおび地区」というんですかそこにも何か高いマンションができるということで、もう日陰になって1日3時間しかね、日が当たらないって言って署名活動されてますよ。

もう本当にね、そういう町民の声をね、ちゃんと聞いて欲しいんですよ。特に弱い人のね、地権者であるとか事業者であるとかそういうことばかり聞くんじゃないで、もともとそこに家がある人。弱い立場の人、そういう人の話を聞くのが町の仕事じゃないですか。

それはちょっと、この、ここで話すべきことなのかどうかかわからないですけど、言っておきたいと思います。

はい。

[会長] 何か具体的に解答かということであれば例えば地区計画、それから高さ規制こういったものが具体的にどういうふうに検討されていくのか、このあたりについて事務局の方から、ご回答をお願いいたします。

[事務局] 今おっしゃってる57ページのところの地域ごとの良好な住環境の形成のために地区計画の活用や建築物、建物高さの規制誘導について検討することなんですが、こちらにつきましてはですね、建築の高さの規制の手法というものはいろいろとございまして、例えばちょっと地区、地区計画でもございますし、都市計画の高度地区等をそういった手法によって、規制をかけることってのは一定、内容は確認いたしております。

ただその内容につきましては、その私権ですねそういう所有権等をお持ちの方の私権に制限をかけるということになるので、ここに方向性ですね、検討するという方向性を書かせていただきまして、今後慎重に検討してまいりたいというニュアンスでここに挙げさせられております。

はい。以上でございます。

[会長] はい。すいません。委員お願いいたします。

[委員] はい。えーとですね。私からは43ページの土地利用の方針というところの基本方向ということで、①の無秩序な市街化を防止っていう文言があるんですけども、これはどのように反映されているのかということと、やはり都市計画っていうのは本当に住

民の皆様にとってのまちづくりの根幹ということでは、とても大切なものだと思っておりますし、本当に丁寧に詳細な部分までを、しっかりと取りまとめながらもしっかり実施をできるような方向性を決意のもとでやっていただきたいというのはもう、これは本当にその通りだと思っております。

その中で一番私も懸念していたりとか、やはり住民の皆様が注視されている点でも道路事情ですね、特に国道、46ページにも、国道171号についての歩道の狭隘部分の拡幅とか、それとか西国街道についての、現道の部分的な拡幅を含め、交通安全対策など大阪府へ要請しますと、171号線に関しては国に対してっていうことになるかとは思いますが、これも本当に、これまでもされてはきているとは思っているんですけども、さらに、今後この十年間でどこまで進んでいくのかっていうのもこれもまた注視していきたいなと思っております。本当にこれ171号線に関しましては、本当に皆さん怖い思いして通られている現状が本当にありますので、そういう点についてはこの十年間の中で、本当に要望活動もしっかりとしていかないといけないと思いますし、そしてまた緻密な本当に実施計画っていうのは、本当にいつまでに何をするかとかどこまでこう進めていくかということの、そういう点においてはしっかりとこれも進めていかないといけないものだと思っておりますので、もう本当に皆様の安心安全のためには、一応要請しますっていうことでありますが、しっかりとした形になるものとして、行っていただきたいなということはこれ要望ですけれども、お願いをしておきたいと思います。

その点についてはどのような展開を考えておられるかちょっとその点についても1点だけ聞かせていただきます。

[会長] はい。ただいまのご質問につきまして、事務局から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。すいません。今いただいている国道171号ですとか西国街道ですね、その歩道なりその安全面に関しましては、このこちらの、すいません、申しあげますと、ちょっと月並みな回答になるんですけども47ページあたりのところでですね、補助的な幹線道路ですとか歩行者道路等につきまして今後ここに方針を書かせていただきまして、大阪府なり、国なりの方と協議を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

[会長] はい。委員お願いいたします

[委員] 追加で検討していただきたいのは、京都銀行からコインランドリーがありますね。京都銀行の前のとこからずっと道が京都の方に向かっていってますけど、あそこは人の自転車とか歩行者とか車とかが入り乱れて、あそこ歩道が確保されて、歩道どころか、白線もないような、あるのかな。もういつ通っても危ない、年寄りが年長者の方が自転車で通っておられる横を車がビュンビュン通ったりする。買い物のゴロゴロ引いたおばあちゃんが行くというようなところで、あそこの交通安全の確保といいますか、歩行者の安全確保をもう少し検討していただきたいと思います。

それともう1点、次の48ページに、上下水道、上下水道整備の推進と書いてありますけど、これ整備の推進もですけど今問題になっているのは、水路水道管の老朽化と耐震補強ど

うするかということですよ。

そのところをやはり、水道事業ですから別の水道事業ということで別ですけどやはり町のもし大きな地震が来て水道が止まるとですね、これはもう生命に関わってくるわけですから、やはりもう少し踏み込んで、老朽化管路の改修をどうするか水道事業の方の経営計画でやられることですけど、ちょっと耐震補強、これについてもうちちょっと書き込んで欲しいなと思います。以上です。

[会長] はい。ありがとうございます。

ただいまのご意見も、どちらかというと、個別、いろんな事業計画の中で検討してる内容が、アウトプットとしてこの中で、入ってるかどうかということが、重要だと思いますので、いただいたご意見につきましてはそれぞれのですね、担当している計画担当、事業担当のところに、申し添えたいと思いますが、繰り返しになりますがちょっともうすでに時間がきてまして、いただいたご意見っていうのはもちろん、この場だけに限らず書面等でいただいてももちろん、検討していただくんですけども、一つは、この都市計画のマスタープランというのが、繰り返しになりますが、個別の具体的な計画を書くものではないということが、では何を書くのか、これが先ほどあった例えば土地利用の仕方であったり面積であったりとかそれをどういうふうにするのか。その辺りの方針だけしか、基本的には書かないということなので、具体的な個別の案件等についてはそれぞれ、安全安心例えば道路の計画であれば道路安全対策であれば安全対策、そういったものが、もうすでに市役所、市の中の担当部局の中で、それぞれ事業を進めていただいているというところですので、それらが最終的に市の全体の都市計画方針として、どっちの方向に向かうのかといったことで、先ほど34ページをめざすべき都市像のところですね、そういったものが端的にうまく表現されてるかどうか、それから、そういったことを実行していくときにですね、漏れがないかどうか。

それから先ほど、なかなかちょっと難しいところあると思うんですけどいろんな国の補助制度であったりとかそういったものをしっかり使いながら、この町の中で検討していこうと思うとですね、そういったことが書かれてないと、基本的には難しいということですので、そういった観点でやっぱりその抜けがあるってのは一番やっぱり避けて避けて避ければならないポイントだと思いますので、個別のところについては重々、ご意見等ちょうだいさせていただいてそれが、この中に入ってるか入ってないかっていうことで、ご判断を我々の方でもさせていただきながらもう少しそのキーワードとして、足した方がいいというような項目先ほど例えば空家とかですねそういったものがあれば、具体的に加えさせていただきたいというふうに思ってます。

はい。委員。

[委員] あのね、例えば水道の場合ね、維持管理ということやけどやはり大きな問題としては、地震に備えるということが大きな震災に備えてどうするかということも入れて欲しいということなんですよ。

老朽管路を改修して、耐震の補強を進めるとかいう目標を入れていただければありがたいなと思います。

[会長] はい。今、ご意見いただきましたけどこれ総合計画それからこの都市計画の中でどちらに記載をすべきかということも踏まえて、事務局の方からご回答をお願いいたします。

[事務局] はい。すいません今ちょっと教えていただきました水道環境等ですね、老朽化耐震性の強化ということに関しましては今都市計画マスタープランの素案の中の5-6ですね、59ページのところですね、都市防災の減災の方針というところで、基本方針の中の震災火災対策のところ、二つ目のポツのところ、ライフラインの耐震性の強化を推進するということに関しては、その中に上下水道等も含まれておりますので、こちらの方で一定記載させていただいております。以上です。

[会長] はい。今のでよろしかったでしょうか。

はい。ありがとうございますそれでは、委員お願いします。

[委員] 時間が全然ないんでまた聞きたいこといっぱいあるんですけどね。

とりあえず今59ページの防災のことをお聞きしたいと思います。

この中で、真ん中のちょっと下らへんかな。公園緑地などの整備推進とともに緑化の推進などにより緑をふやし火災に強い市街地の形成に努めますとか、いろいろ書いてるんですけどそれとその下ですね、災害時の、船運っていうのですか、船で運ぶのは、広域的な緊急物資の拠点としてその機能を充実、促進しますと書いてますけど、この防災のことね、それ、すごい心配なんですけれども、ここって仮設住宅とかね、それからなんかものすごい地震とかが起こったときに、仮設住宅を建てる場所とか、あと災害ごみの置き場、それから避難所あるんですか。

そのことをちょっと、私はすごい不安なんです、その船でね、災害の時って書いてありますけれどもね、ヘリコプターが来たりとかかもしれんけど、大水のときやったらそんなこんなところ、来れませんよね。

水で埋まってしまうのに、そういった場合の拠点とかね、どうされるのかなと思って。

あとヘリコプターの臨時避難所としてのオープンスペースの確保でこれ、どこに作るんですかそんな場所はあるんですか。

なんかその辺も、もちろんね方針として書くんだからいいことばかり書いてあるかもしれんけど、具体的にほんまに大丈夫なんていうのがすごく不安なので、何か知らんけど、話してた話を審議してもむなしさを感じるんですよ。

なんか、本当に大丈夫なのかなっていうのがあるのでもうちょっとね、書き方もすごくわかりにくいですしねなんていうか、この資料のね、もう少しね私らが審議しやすいようにして欲しいんです。時間も全然ないですね。はい。

[会長] はい。ありがとうございます。では、事務局から回答をお願いいたします。

[事務局] 今ご指摘いただきました防災の都市防災の減災の方針というところで、おっ

しゃっていただいた避難所の話とかってということに関しましては、これはあくまで都市計画マスタープランというところでありまして、より詳細な内容につきましては例えばその島本町の地域防災計画等をご参照いただきたいところなんでございますが、具体的には61ページの地図がございまして、ご指摘いただいたヘリポートとかですね、そういったものに関してはこちらに一定お示しさせていただいております。

その際の地区防災拠点ですとか、そういったものに関しましてはこの地図で、都市計画が絡む内容の範囲で、こちらの方にお示ししてるところです。以上です。はい。

[会長] いかがでしょうかはい。

[委員] ヘリポートがそこに書いてある。私もちょっとわからなかったんですけど、これヘリポート両方ともなんか大水だったら埋まるような場所じゃないんですかね。

[会長] 事務局から回答をお願いいたします。

[事務局] ちょっと今、すいません私ども今浸水想定区域等のデータをもっておりませんので、確かにおっしゃる通り淀川河川公園等は、その可能性があるかとは思いますが。ちょっとその詳細な内容につきまして、どこにそのヘリポートを設置するかということに関しましてはちょっと我々のその都市計画の権限を超えているところがございますのでちょっとそちらの方にまた防災の方にはお伝えさせていただきます。

[会長] はい。委員お願いします

[委員] そういうこともね、こういうのだけではなく、ちゃんと、もう少し私たちに説明がつくように作って、資料を作っていたかかないと、いけないと思いますのでよろしくをお願いします。

[会長] はい。繰り返しになりますがそれぞれの計画の中でここに決めるっていうのが別途決まって、ここではそれらが入ってるものと、それから将来、さらに改善していきましようということが、混在してるので、非常にわかりづらいというご指摘だというふうに思ってますので、その点についてはちゃんと資料の出典等がですね、どういったところで決まっていて、それからさらにこの先、方針として決めず、決めていけないといけないような話ってのは、どこなのかっていうことが、もう少しわかりやすい資料になるように、事務局の方でも検討していただきたいと思います。

はい。他いかがでしょうか。委員お願いします。

[委員] はい。ですねもう時間もないので、内容面でちょっと気になることを指摘したいと思います。

まず、5ページの一番下のところなんですけれども、この地、一番下、3行目から離宮の水があります。この続きですね、この地下水は水無瀬川の伏流水で、上下水道などに広く云々利用されています。

島本町の水道というのは深井戸からくみ上げているっていうことなのでこういう書き方をすると水無瀬川の伏流水っていう、そこもっと深いところからだと思うので何か誤解を与えるような表記ではないのかなと思うのでここはちょっと、見直された方がいいのかな

というふうに思います。

で、先ほどちょっと気になったことがあったんですが、その地区計画などで、高さ規制などをかけていくことが、私権の制限に繋がるという、そういう、それも1点おっしゃる通りだと思います。

ただですね、島本町は狭い地域に密集して、建物がありますので、例えばその大美住宅さん今の建物、マンションが建つということで、その私権制限というのは、地区計画なので制約をかけられて、未来に向けて制約がかかるっていう場合と、今進んでいる。今住んでいる状態が思いもよらずに、建物によって制限を受けてしまうってのこれも明らかな私権の制限だと思うんですね。

なので、私権制限というのを、規制をかけた部分、規制がかけられて制約かけられるんじゃないなくて、今まで享受していたものに、何も無策であることで、それ、今まで当たり前を受けていた私権が侵害されるという意味でも私権の制限がかかるっていうこと。

それもちょうと側面違う部分ではあるけれども、考えつつ、都市計画に反映していかないといけないのではないかとこのように思います。

あと、いろいろ、都市計画っていうのはその総合的な計画を定めるものであると、それはもう理解してるんですけども、ただ、1ページの一番最初に、マスタープランの役割というところの四つめにはですね、個々の土地規制や各種の事業の決定変更の指針になると書いてあったりですね。具体的なものに繋がり、繋がっていきやすいものだと思います。

特に、それゆえに抽象的な書き方の中に、何かこう具体的な施策に繋がるようなことは、住民にもっとわかりやすく書いていかないといけないと思うんです。

前回のマスタープランのことを何度も取り上げて恐縮ですけども、市街地の規模を大きくする、つまり西側の開発について書かれていたんですが、例えば、都市住民等の都市機能の強化をすとか、計画的な市街化を誘導しますという書き方がされていました。当初、マスタープランにありがちなボヨンとした、おぼろげな曖昧な書き方ではありましたが、区画整理の事業の説明会の時には、マスタープランで決めてましたからっていうふうに話されてました。

これで決めたって言われたら住民はたまったもんじゃないと思うんですよ。

なので、計画の性質として、具体的なことは書けないというのはあるけれどもやっぱりしっかり、これが基盤になって物事が決まっていく以上ある程度見通しが立つものにしていかないといけないというふうに思います。

住民の権利ともものすごく関わる生活に関わるものなのでその点をお願いしたい。

最後になりますけれども、今の段階で、全体構想までしか行けてなくて、地区別については、全然手が入ってない状態で、他の委員の方も、発言もできてない状態なので、これね、もう素案の審議というか、審議といいますか。

検討は一応終わっているよということで、パブリックコメントしてしまうっていうのは、いかにも雑、作らなければいけないからしてるっていうだけで、マスタープランというの

をどういう位置付けなのか実質的に、住民の、何を何のために作ってるのかってのが全く見えないんですね。

これでスケジュールがあるからって言って進めてしまうというのであれば、ここに時間を割いて集まっていたら委員の方に対しても失礼である、そのように思います。

ちょっと見直しも根本から見直しが必要と、そのように思います。

[会長] ご意見ありがとうございました。それでは事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] ちょっと私の方から一番最初の水無瀬川の表記の部分はちょっと私の方から説明させていただきたいと思うんですけどもこちらにつきましては、ちょっとすいません内容の部分が、水道部の方が所管になってくる内容になってきますので、ちょっといただいた意見とかを踏まえましてちょっと水道部と調整して、どのような書き方っていうのが誤解を招かない書き方であったりとか間違っていない書き方になるかとか、そういったことをちょっと検討した上で、書き方を考えさせていただきたいと思います。以上です。

[会長] はい、ありがとうございました。それから、進め方等については、正直あのですね、今日のご意見等、全体を通してですけども、やはりこのマスタープランっていうことの、何を審議すべきなのかといったところが、ほとんど空回りしてるような状況でして、要するにですねこのマスタープランで決まったからこれに基づいて何かすべての計画が動くというふうに思われてる委員の方もいらっしゃいますし、それから他で決まった既存の計画を、ここの中に一度持ち寄って、さらにこの先、どこか変更しないといけないようなところ、特に例えば、用途地域であったりとか、そういったものについて検討するっていうようなことが、具体的にもうちょっと細かな高さ規制とかですね、そういったことも含めて、書いていく、書いとかないとそれができないっていうことなので、それを書くっていう側面と、両方あって、今日ご意見いただいている内容だと、どうしてもその具体的に書いてないから、これはそもそも必要ないんじゃないかぐらいまでのことをおっしゃった委員もおられたと思うんですけど、一つ一つの具体的な個別の計画とか、事業計画っていうのはこれ別ですということで、そのあたりの整理についてはもう一度改めて、しっかり説明を事務局のほうからしてもらって、さらにですね、意見については、これでは言えなかったから終わりというわけではなくて、もう1度あのパブリックコメント期間中もそうですし、それからもう一度それらが全体が集まってきたときに、市民の町民の意見の指摘を受けてですね、この文書をそのものをどういうふうに改善していくのかって言った時で、一つあると思います。

それが不十分ということであれば、これ先ほどちょっと事務局にはお願いしたんですけども、そもそも前提のところまで今日議論すべきところっていうのが、具体的になかなか定まらないようでしたら、事前にですね、通常こういった会議をする前にですね、何が具体的に議論すべきポイントなのかそれから質問事項等にあるものについては、少し事前にですね調整させていただくとか、事前に説明させていただいて個別に説明させていただいて、

その中で、具体的にどういうふうなところの議論として必要なのかといったところを絞り込むということをするか、それからもう、これ今何らか回数が決まった時間が決まっているわけではないので、もうエンドレスにずっとやるっていうふうな方向性もないわけではないんですけども、それは余りにも先ほど委員からもあったように、非常にこの時間が限られてる中で、すごく難しいという側面もありますので、少し進め方については、今日お伺いして、これから実施するものについては事前の説明をですね、必ずしていただくというような形でその中で、特にご回答があるようなものについて、それから具体的なものについても、もちろんこの場でご発言いただくのももちろんなんですけど、そういったものについて、できるだけ何ていうんでしょうね、議論がかみ合わないようなことが起きないように少し、そういった時間、機会を別途確保させていただくことにさせていただけたらなというふうに思っています。

はい。委員、どうぞ。

[委員] 私はエンドレスにやるのは困るって言ったわけではないです。別にエンドレスにやる必要もちろんないと思うんですよ。

だけど議論できたなど。ある程度ね、十分、自分たち議論できたなっていうところまではやらないと、スケジュールありきでね、もう2月にパブコメが決まってるねんみたいなのはちょっとそれは幾ら何でも乱暴すぎると思います。

私たちの中でね、ある程度これ1回ではちょっと、全然間に合っていないですよ。地区別のところもやってないしね、ある程度やっぱり議論ができたなっていうところまでは、それが、2回なのか3回なのか、あと1回のか知りませんが、それは必要だというふうに思います。それをよろしくお願いいたします。

[会長] はい。ちなみにここで合意が取れない、審議を尽くさないと、パブリックコメントが実施されないというふうにご理解いただいていますでしょうか。

[委員] そうは思っていないですけどね。そこまでは思っていないですけども、全然何か不消化のままでね今、何を審議していいのかもわからないような状態で審議してたわけじゃないですかこの2時間の間にね。

そういうような不手際のままで審議したって、あんまり意味がないと思うんですよ。だから、せめてもう少しこの資料もきちんと作って、審議できる状態にしてもらって、審議すべきだと思います。そうでないと、もう何か消化不良を見起こしただけで、何かようわからへんかったっていうふうな感じが私はします。

[会長] はい。ありがとうございます。それでは委員お願いいたします。

[委員] すいません。ずっと我慢していて、細かいところはもう、さておきだと思います。いろいろな改革をしていけばよろしいんですけど、この34ページですね、めざすべき都市像においては、私自身はやっぱり自然との調和って記載ありますよね。

自然の部分は、いい部分だけではなくてやっぱり震災害、やっぱり危機的な問題が出てきますので、ここにかかる費用も出てくると。特に山林が6割以上ありますのでね、こう

いった中において、この文章の中で見ると、安心して暮らすとありますけど、安心については、安全があって、安心があるので、やはりちょっと見直していただきたいなど。

もう少し加えていただくかなと足していただくなり、ちょっとこの案の自然・都市に人が共存し、つながる持続的な住宅交流都市っていうのはもうちょっとあってもよくわからないんですけども、これを否定するつもりはないんですが、やはり自然というのは決して目で、目立てるだけじゃなく、自然を持ってることにおいて、やっぱり住民の安全を守っていかなければならないという観点は、もともとの第五次総合計画の中にも、七つの目標を持ってらっしゃいますからね。

そこも踏まえると、やはり都市計画マスタープランですから、そこにおいてもやはり多少の安全という部分は触れていただきたいということをもとに意見を申し添えます。

[会長] はい。ありがとうございます。34ページの両括弧1の将来都市像の中に、安全というキーワードをぜひということでご意見を承りました。

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

はい。では続いてですね、第2章 地域別構想の方に、移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

[事務局] はい。ご説明させていただきます。都市計画マスタープランの第2章地域別構想について説明させていただきます。

まず第2章の地域別構想ですがこれは先ほどご説明いたしました地域全体構想の課題や目標、方針を踏まえつつ、より町内の各地域の特性等の課題や目標に焦点を当てた方針になります。

63ページをご覧ください。はい。各地域の課題等を検討するにあたり、本町の規模や道路、鉄道等の分断要素や地域の一体性、まとまりなどを考慮した上で地域の区分を3区分3地域に区分いたしました。

区分分けといたしましては、南部地域の江川高浜南部地域は、江川、高浜、青葉、水無瀬、広瀬の5地区の全域に加えまして東大寺、山崎、桜井の3地区の一部地域が該当します。中部地域につきましては、桜井台、百山、若山台の3地区の全域に加えまして東大寺、山崎、桜井の3地区の一部地域、北部地域の方が大沢、尺代の2地区の全域及び東大寺の一部地域としております。

続きまして64から68ページをご覧くださいなのですが、南部地域については、水辺空間や水資源、駅周辺を中心としたにぎわいの場のほか、史跡桜井駅跡、旧西国街道、水無瀬神宮などの歴史文化資源が豊富といった特性がある一方で、産業地、宅地商業地の混在、浸水等の災害への対応などが課題となっています。

これらを踏まえましてまちづくりの目標を、「暮らし、賑わい、産業が共存する多面的な魅力あるまちづくり」として決めました。

この目標の実現のためとしまして、「水と緑を身近に感じるまちづくり」、「魅力的で良好な居住環境づくり」、「にぎわいのあるまちづくり」、「安全・安心に暮らせるまちづく

り」の4つの方針を定めております。

続きまして69ページから72ページに関しまして、中部地域については、山並みが近くにある、自然を身近に感じられる、行政文化施設の集積、産業立地、JR島本駅に地区におけるまちづくりといった特性がある一方で、周辺環境と調和した適切な市街化、土砂災害等の災害への対応、下水道設備の整備などが課題となっております。

これらを踏まえ、まちづくりの目標を、「自然の豊かさと快適な暮らしのあるまちづくり」として決めました。

またこの目標の実現のため、「緑と住空間が調和したまちづくり」、「活力のあるまちづくり」、「安全・安心に暮らせるまちづくり」の3つの方針を定めております。

続きまして73から76ページの方になるんですが、最後の北部地域ですが、豊かな自然環境、若山神社や水無瀬の滝などの歴史文化資源といった特性がある一方で、土砂災害等への災害の対応や、自然環境の保全、活用が課題となっております。

これらを踏まえましてまちづくりの目標を、「自然に囲まれた暮らし・交流と支え合いのなかで持続するまちづくり」として決めました。

またこの目標の実現のため、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「豊かな自然を活かした交流のまちづくり」の二つの方針を定めております。

以上が第2章の説明となります。

[会長] はい。ありがとうございました。ではただいまの2章の説明に関しまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

はい。委員お願いいたします。

[委員] すいません。地域の区分なんですけれども前回と、ちょっと変わっていると思うんですが、前は北部地域、中部で、171号線からのゾーンとそれから淀川側と4つの区域分けをしていたのに、今回3区分に変更されているまず理由をお尋ねしたいということ。それはどうしてかといいますと、それぞれの地域、課題が、少しずつ、問題となる部分が違っているのにちょっと雑な部分になっていないかなというところがあったのでお尋ねしたいです。

[会長] はい。では事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい説明させていただきます。地域分けをするに当たりまして、まず市街化区域か市街化調整区域についての区分が必要ではないかということでまず北部と北部地域と中部南部地域っていうところの大きくすみ分けをまずさせていただいたところです。

そのあとの中部、南部地域の分けにつきましては、以前につきましては遮断帯として新幹線及び阪急もしくはJR等っていうふうなところでの阪急とJRの区分分けという形ではしていたんですけれども、人口的なバランスであったりとかあとは各地域の特色っていうのは、もう各地域の中で個別に記載しておりまして、現状のままでも対応可能ではないかというふうなところに、中での検討の結果いたりまして、高浜とか江川の地域っていうのが住宅と工場等が混在している地域っていうなことは事実であるんですけれども、

新幹線阪急跨いで山崎地域も住宅と工場っていうのが混在しておりまして、また桜井地域についても企業と住宅混在しているっていうな状況をかんがみますと、前回のような3地域っていうなところの区分分けにする必要があるかというところで、今回のような北部、中部南部その上で中部、南部っていうような住み分けで問題ないのではないかっていうところで今回3地域の区分というな形に落ち着きました。

[会長] 都市計画のマスタープランとしては特に問題ないのではないかということだと思ふんですけども、その一方で課題等についてはそれぞれの区域の中で、より具体的な地域の中での課題については、もちろん変えていくことはできると思いますので、なんらか具体的なところが思い当たったところがあればですねぜひご指摘いただけたらと思います。

はい委員お願いいたします。

[事務局] マイクをお願いします。

[委員] すいません気がつきませんでした。

J R、えっと、第2地域ですね、中部地域のところですね、72ページです。

J R西側の今開発が進んでる地域なんですけれども、歴史のことが全く欠損欠落してるんですねそこをちょっと変えていただきたいなと思うんですけど、歴史文化地点にもなってませんしね。

西浦門前とか尾山遺跡とかいろいろな遺跡もありますし、いろいろ今学者いろんな庭園学会であるとか、あと考古学であるとかいろんなところの学者さんがね、ここの地域の重要性をおっしゃってます。

で、やはり島本町というのは自然の水もすごく売りだと思ふんですけども、歴史の重要性をねちょうど今、NHKの大河ドラマで鎌倉殿の13人っていうのやってますけどね。

ここに後鳥羽上皇のあれで、町全体が後鳥羽上皇の別荘であったというかね、他の貴族の人達もそうですね。そういった別荘であったということは、いろいろな過去の歴史の方が調べていてわかってることですしそこが全く書かれていないという私はすごく、問題だと思ふんですよ。

ここ、町の財産ですしね、今後の町の財産でもありますから、それはぜひ書いていただきたいところこの地域には、ヒメボタルやもともとケリもいました。

そういった自然のことも、全くここんところ書かれてないので、そういうことも含めて、やっぱり大事なことですから、書いていただきたいと思ふます。

[会長] はい。事務局から回答をお願いします。特に歴史に関わるキーワード、それから、自然に関わるキーワードについて、この中部地域の中でどういうふうに記載をすべきかというご意見だったと思ふますでしょうか。

[事務局] ご指摘いただきましたJ R島本駅西地区等ですね、そういったところがございます、歴史的な遺産といいますか文化財状況ですね、つきましてはちょっと他の地区のですねここに位置付けしております歴史文化拠点との整合等ございますので、つきまして文化財部局の方と調整させていただきながら、情勢等も踏まえて、ここに入れるか入れな

いかってことも踏まえて検討してまいりたいと考えて、以上です。

[会長] はい。それからもう一つ自然のキーワードについてはいかがでしょうか。

まちづくりの目標には自然の豊かさということが入っているんですが、それらがもう少し具体的に書いてはというような示唆だったかと思います。

[事務局] はい。今おっしゃったようにJR島本駅西地区のことに关しまして70ページに記載させていただいておりますが、まちづくりの方針ということでJR島本駅西地区については、地区計画に基づき、周辺景観に配慮した良好な住宅地の整備や商業施設の充実を推進しますとありますが、この項目自体が、緑と住空間が調和したまちづくりというところの項目に入らせていただいているということで、そういった緑の内容に関しても一定、検討させていただいているという状況でございます。以上です。

[会長] はい。おそらくもう一つ下のあれですかね、河川や里山など身近な自然環境という中で、少し具体化してるんですけど、そういったことをより具体的に先ほどいただいたキーワード等を、文言等として入れるかどうか、そのあたりについてご検討いただきたいと思います。他いかがでしょうか。

委員。いかがですかはい。

[委員] 今ちょっと、早口すぎて何言っはるかよくわからんね、もうちょっとゆっくりね、説明して、声も小さいですし、なんですけどね。

歴史文化拠点っていう印がありながら、私はこの西側のところに何も無いのはちょっとあのおかしいんじゃないかということ、思いましたんで、これは入れていただきたいなということです。それね。うん。自然もそうですけれどもね。

明らかにですね、いろんな学者の人がちゃんと指摘されてるんでね、あの、そんなものないとか言えないですよ。瓦も出てきてますしね。瓦窯等も出てきてますしね。

いろんなことはちゃんと指摘されてるので、町の財産っていう観点においてね、やっぱり大事にしていきたいっていうところは、きちんと入れていきたいって言って、入れていただきたいって言うてるんです。はい。

[会長] はい。南部の地域の方には水無瀬離宮とかですねそういったものが書かれていてそれから中部の方には、拠点としては歴史文化拠点というのは1ヶ所、凡例ではこれ入ってることになるんでしょうか。

ちょっと、その辺りの事実関係を教えていただきたいんですけど、この中に、72ページ目の図の中に歴史文化拠点というのは入ってるんでしょうか。

[事務局] 72ページですね、地域別、この図面の中に、このおっしゃってる歴史文化拠点についてはございません。入れてはいません。はい。

[会長] はい。ということなので先ほどのご意見等は、もしかすると、南部地域の方に入ってることなのか、それとも、この、中部地域にも、この歴史に関わるようなものが必要だということでのご意見ということであれば、このあたりどこに、地域の状況、概況ですねそれからまちづくりの目標、まちづくりの方針、この辺りに歴史というようなキーワ

ードがですね、入るかどうかっていうことについてご検討いただきたいという、ご意見でよろしいでしょうか。

[委員] はい。そう。そうです。当然入れておくべきことだということです。

[会長] はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

[事務局] はい。45分が経過してまして。

[会長] ルール通り、きっちり休憩というか、換気の時間を取りたいと思います。

今ご意見いただきまして、あと一つ、第3章の計画の実現化ということで、この辺り先ほどのスケジュールのところもありますけど、ご意見いただいておりますが、少し時間押してありますが、少し時間を確保して、皆様から特に関心のあるところについてご意見いただけたらというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

何とか50分には終わりたいなと思っているんですけど、42分まで換気の時間を取りたいと思いますよろしくお願いいたします。

(換気5分)

はい。それでは、お時間になりましたので再開させていただきたいと思います。

第3章の計画の実現化方策ということで、冒頭、序章のところですね、もうすでに重要なお指摘等いただいているかと思っておりますけども、改めてですね、事務局の方からまず第3章を説明していただいてそのあとまたご意見いただきたいと思っております。

では事務局の方からご説明お願いいたします。

[事務局] はい。ご説明させていただきます。第3章計画の実現化方策ですが77から79ページをご覧ください。

はい。こちらにつきましては、「住民・事業者・行政の協働によるまちづくり」、「効率的かつ効果的な都市計画の推進」、「都市計画マスタープランの進行管理」この三つの項目により、都市計画マスタープランにおける住民、事業者、行政それぞれの役割分担であったりとか、都市計画マスタープランに基づく、まちづくりの推進向けての取組の方針、あとは計画の見直し等について記載しております。

簡単ではあるんですけども第3章の説明としましては以上となります。

[会長] はい、ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

特に、3番のマスタープランの進行管理ということで、今回からこの部分については、見直しをこれから進めるにあたっては、こういう進行管理をしながらと、いうことで改訂を行うというふうに書かれているような状況かと思っております。他にも何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

では委員から先をお願いします。

[委員] すいません。ごめんなさい。

ですね、まだまだこう話が、例えば、都市農地の問題であるとかね、あとごみの問題であるとか、そういうの私も意見言いたいことがいっぱいあったんですけど、いろいろまだ

課題がたくさんあってできてないのでそれはぜひもう1日、もう一遍、話し合い、審議させていただきたいなというふうに希望として思います。

それと今日ね、もうお帰りになった方もいらっしゃるしますし、1度も発言なさってない方もいらっしゃるので、やっぱり偏ってもいけませんからいろんな人の意見も聞きたいっていうのと、あと公募委員がやっぱり少ないんじゃないかなっていうふうに思いますね。やっぱり町のことは、町民が一番自分が住んでるまちとして分かっています。強い希望もあると思いますので、公募委員をもう少し、ふやして欲しいですし、都計審メンバーも、若い人とか男女ね、今男女参画っていうことなので、そういう人もふやして欲しいなっていうふうに、思いますし、多数、いろんなメンバーで対応、多種多様なメンバーであとメンバーのチェンジとかも、いや、やっていただきたいなというふうに思います。

[会長] すいません。ありがとうございました。

コメント等として受け取りたいと思います。また運営の方法についても、これ、おそらく都市計画審議会だけに限らず、住民参加の、主体を、機会をさらにふやしていくっていうようなところが、一つ重要なポイントというふうに伺いましたんで、そのあたりは、この進捗管理のところもそうですけど先ほどの方針の中にも、ありましたしそれから、これ、町の運営そのものに対する、住民参加をより高めていくっていうようなところのご意見かと思しますので、ちょっとここの中で、どこまで書けるかって言っとったところについては、具体的には1番目の中での協働とかですねこういったキーワードではあるんですけど、さらにその個別の具体的な計画とかそういったところにまで、そういった住民参加、それから、公募委員が入っていくというような仕組みについては、これはまた別途違う全体、ここだけではなくて他のいろんなあらゆる場面で、そういったことが実現できるように、いうふうなことでご意見を承りました。

委員、お願いします。

[委員] 大変申し訳ないんですけどもちょっと進行が早過ぎて私、地区別のところでちょっとどうしても聞きたいと思ってたことを言えなかったんでちょっとだけ戻らせてください。

71ページのところちょっと気になっているのでここだけ、どういう方向性方針のもとにこの、書かれているのかっていうことですね。

若山台の一丁目の暫定調整池、調整池なんですけれども、これの有効な土地利用を検討しますっていうふうには書いてあるんですが、これはこの十年間に向かって、今、調整池は、ふたが開いてる状態というかも、利用はされてないんですが、あそこを埋めて、何か公園であるとか土地利用を検討していくっていうのはどういうことなのか、今、方向性一定持ってこれ書かれているんだったらちょっと教えていただきたい。

[会長] はい。では事務局の方から回答をお願いいたします。

[事務局] はい。今おっしゃったような71ページの若山台一丁目の雨水流量暫定調整池につきましては、原則ここに書かれてる通りでして、下流の市街地における大雨時の雨水

対策効果ということがあることから、適切な維持管理を行ってまいりますと、今後ですね、この十年間の間に調整池のことに关しましては地域活性化の観点といいますか、拠点になるというふう意味合いも含めて、そういったそういった際に、使用できるような横の土地利用も検討すると具体的な内容に関してはここでは、どうこう、書くことはできないので、その方針だけここにお示しさせてもらったものでございます。以上です。

[会長] これはどちらかという過去と経緯としてこういうふうな書き方になってるといことで具体的に何らか、土地利用等が検討されてるかということですので、まだ何も決まってないというようなことかと思ひます。

はい。よろしいですかはい、どうぞ。

[委員] ちょっとわかりづらひです。まだ決まってないけれども、十年間の間にそういうことも視野に入れている。先ほどだから、例えばここ公園なんかにするときに補助金が必要だった場合にはこのマスタープランに書かれているから引張ってこれるっていうんだったら、そういう方向性、一定方向で考へているから、受けとめたらいいのか、そう知りたいんです。

[会長] はい。事務局の方から回答お願いします。

[事務局] はい。今ご指摘されたような公園等も含めてですね、地域活性化の観点から、そういった内容も今後検討していくってことですね、その方針をここにお示しさせてもらったものです。以上です。

[会長] はい。委員お願いします。

[委員] では、今後、埋めてしまうであると。そういったことそういう利用方法も考へられる今でも西側のところの調整池が、調整池としての容量として十分なのかというような議論もある中、ほぼ、上の上にある高さでいくとこの若山台の方が上で先に水を受けとめるところですね。

ここを埋めてしまっても大丈夫であるっていう認識ってことですか。

[会長] ここには、調整池をなくすとは書いてはないので、もしもそれが書いてあったらもう非常に不適切な文章だと思うんですけど、それまだ具体的に決まってないということだと思ひます。

それを、もしもこれをここに方針を書いて欲しいとはちょっとなかなか難しいので、それはまた具体的にここがどういうふうな形で例えば調整池と例えば、先ほど具体例で適切かどうかわかんないですけど公園ということで、一体的に整備するってということも、当然ありうるかもしれませんが、そのためにはいろんな諸条件を満たさないとそういうことができないっていうふうな、またそれは個別のいろんなテクニカルな話があつてちょっとここの中ではそこまでは、何も答弁で、返答はできませんっていうそういうことだと思ひますけどいかがでしょうか。はい。ありがとうございます。

では委員お願いします。

[委員] 今、委員の本当に質問で、私も本当に不安なんですけど先ほどあの委員が、安

全っていう言葉がそのめざすべき都市像に必要なだつての私もその通りだと思うんですよ。一番やっぱり島本町で、不安だと思うのはやっぱり水の問題ですね。

貯水池もできたけれどもヒビが入ってたとかね。

あれで持つのかっていうこととかもありますので、こんなの埋めてしまったらですね、そのあと、前の先ほどね、委員からも、熱海の話が出ましたね。ああいったことで、もし住民のですね、財産、それから命、安全といったものが何ていうか、脅かされたり失われた時に誰が一体責任取るんですかっていうことです。

やっぱりそれはやっぱり町がきちんとそういった計画をしといておかないと、それは町の責任だと思えますしね。それを守るのは町の責任だと思うのでぜひ、そういったことはきちんと、ここに書かれてないかもしれないですけど全体としてですね、安全っていうのは非常に大きなキーワードだと思います。

[会長] はい。ご指摘ありがとうございます。これも、先ほどの将来の都市の目標どうですか。その辺りのキーワード、さらにそれを、具体的に説明するようなところで、水に関わるようなところっていうのが、ご指摘のことだと思いますので、それが入ってればいいんですけど、入ってないということであれば、記載等見直していくというところで検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

委員、先ほど手挙げて出られてましたか。そうですか。はい。

すみませんありがとうございます。

はい。それでは、これで、一つずつですね章については、ご意見をいただいたんですけど、先ほど議員、委員の方々からもご指摘の通り、すべてこの中で言わないと、反映されないというわけではありません。

一つは、個別に事務局等に出していただいても、もちろんいいですし、それから、パブリックコメントということでこれ広く町民の方にご意見いただくという機会があって、それをもとに最終的にどこの文書をどういうふうに直すのか、抜けがないのかどうかっていうことを、多くの人からですねチェックをしていただくというような形になろうかと思えます。

ですので、今日ですね、ご発言できなかったところについてはもちろん議事録等も確認していただいて、こういったところが少し抜けてたということであれば、それはですね、改めてこの会が終わった後でも結構ですので、ぜひ事務局の方にお寄せいただけたらというふうに思います。

そのときにどうしてもこここの部分がわからないと、というようなところについては、これも事務局の方にお問い合わせいただいでですね、とにかく、疑問等をですねしっかりなくしていただいて、これらがどういう位置付けで進められているものなのかってことを理解した上で、その内容の文言等をですね、見直していただくっていうのが、あるべき姿だと思いますので、そのあたりについては引き続き、今日だけに限らずですね、引き続き、ご

意見いただけますと幸いに思います。

委員お願いします。はい。

[委員] はい。すいません、79ページに、計画の進行管理が重要だと記載されてるわけなんですよね。これどこがするんですか。

[会長] はい。これ最初にいただいたご意見なのでこの都市計画マスタープランの見直しについて、どういった組織体制でやっていくのかというご質問だと承っております。では事務局の方から回答をお願いしたいと思います。

[事務局] 79ページの内容につきましては組織はマスタープランの進行管理につきましては他の市のですね状況等ですね、都市計画マスタープランの書き方、そういったものも検討させていただいて、今、委託させていただいてる事業者さんのご意向等を踏まえてですね、そのあたりに関してもう少し内容に詰めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

[会長] ちょっとこれについてはまだ具体的には決まってないということなんですけど、計画自体は10年後ということで、主にこの途中でですね、中間見直しとか、それから次の改訂の時には事前にもう一度、全体の見直しっていうものを、数回やるっていうことが一般的かなと思いますけど、それはまだちょっと決まってないということなので、とにかく見直しを実施するというのが、前回のマスタープランよりか一つ、一歩進んだところ、ではないかなと。

今回は改訂前のマスタープランに修正を加えたっていったところが主に見直し項目ですというようなご説明だったかと思しますので、これをもう少し網羅的にですね、やっていくってことになると、すごく時間がかかるようなことになると思しますので、1年ぐらいかけてですねずっと見直していくとか、進捗状況管理しながらそれらをデータを集めて、どこを修正しないといけないのかってことはこれ、中長期的な中で、取り組んでいかないといけないことになろうかなというふうに理解はしています。

はい。では委員お願いします。

[委員] ちょっと短めに、意見はこの後も随時委員の方から出せるということなので、それはしていただけるということなんですけど、この公開の場っていうところ、みんな他の委員もいらっしゃるところで共有しながらということがそういうメールや文書で送るとできないので、各委員が出したものが、一定出た段階で、それは委員それぞれに共有できるような形にさせていただきたいということで住民の方も、こういう意見、これ議事録今話したことは議事録に載りますし、追って出たものについては公開されてこういう意見も出てるんだなということがわかるようにさせていただきたい。これを要望します。

[会長] はい。ありがとうございます。

これについてはパブリックコメントが終わった後に、もう一度皆様のご意見を整理して、それぞれの章・節のどこの部分に対して、意見、ご意見があつて、それをどういうふうに変えるべきなのか変えないのかっていったところについて事務局等の説明も含めて、

案を作っていたかどうかと思えます。

それを、事前にできるだけ説明をして、繰り返しになりますけど、この計画の位置付けであったりとかそういったことに対してのそごが発生しないように、できるだけそのいろんなご質問とかいただくのは、十分あれですしそれから他の委員の方々がどういう意見が出たのかっていうことについても、最後はちゃんと書面の中にまとめて、対応表というものを作ることによってその事前説明の中で、ぜひ見ていただけたらというふうに思いますがそれでよろしいでしょうか。

[委員] 成果品の中に添付されるということだとかね、意見がこのまま、この後委員から、こういう点、例えば、個別の表現とか何ページのここっていうことを細かく、誤解されることが今回ちょっと難しかったので、それが出たことについては、はい。

後日誰かが出せば、例えば私が出せば、こういうのが私から出たということで他の委員に共有していただけるのか、そうして欲しいということなんで、成果品につけて欲しいということではないです。

はい。

[会長] 議事録という扱いの中で言いますと、次回の審議会の時には、各委員それからパブリックコメントで出てきた意見というのは当然その中に入ります。それが、誰が発言したのかっていうことについては、市民の委員等も当然おられる中でいうと、なかなか難しいと思うので、具体的にどの指摘があったことに対してどう対応したのかっていうことが、一般的な対応方法かなというふうに思えます。もちろんそれが誰が発言されたのかを知りたいというようなことであれば、それ公開非公開も含めてですねちょっと検討していただかないといけないような類になるかと思えますので、今申しましたのは、とにかくご意見、ご質問等については、事務局と事前に、これからはちゃんと説明と質疑等させていただいて、その中でこの本体の中での改善すべきところっていうことはちゃんと集約して、それらが、この都市計画審議会の資料としてはしっかり残るといような形にさせていただきたいというふうに思っております。

[委員] はい。意見がしっかりと残れば誰がその意見を言ったかということには私は重きを置かないので、それで結構だと思います。

[会長] はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委員お願いします。

[委員] トータルの、やはり都市計画マスタープランなんでね、細かいことまで定めらるる時間を使うのであれば、やはり個別の計画を急いでやっていただきたいというのが実質やと思います。あくまでもマスタープランというのは、総合計画の中の、大枠の中のさらにちょっと大枠になってますけどね。

個別計画をとにかく早くつけていただかないと、この整合性を、突っ込みどころもないので、その点を、お願いしたいということだけ申し添えておきます。

[会長] はい、ありがとうございます。特に今回新しく加わったところで景観計画等で

すね、先ほどの検討の内容、高さとかです。そういったものについては、具体的に進めていっていただけるという状況がありますので、こういった個別の計画をですね着実にスケジュールに基づいて進めていかないと、実はこのマスタープラン自体もなかなか変更できなかったりということに影響が出てきてしまいますので、そのあたりについては委員ご指摘の通り、それぞれの個別の計画をですね着実に進められるように、具体化していくようにというようなところで、ご意見をいただきました。

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

すいませんご発言いただいていない委員。よろしく願いいたします。

[事務局] マイクをお願いします。

[委員] すみません。はい。特にこのマスタープランの位置付けについていろんな議論聞きながら自分なりに、考えてみたんですけども、なかなかバクツとして、そうですね。私自身が分野違いもあって、やっぱり非常にわかりにくい部分がありました。

ただ、基本的にはいろんな諸課題があって空家の問題とか、これからの人口減少の問題。その中で、豊かなまちづくりをしていくというような課題については大体项目的に網羅されてるという具合に思っておりますので、あと具体的な個別計画が今後出てくることの中で、より豊かなまちづくりの方針ができていければというふうに思います。

ありがとうございました。

[会長] はい。ありがとうございます。ご指摘の通り、もうすべて、関連するものって言うと思うし、町が実施してる、自治体が活動する内容すべてが関わるというふうにも、もちろん都市計画と言え、なりますので、それがどういうふうな関係で個別の関係性です。

そういったことを踏まえた上でこの大枠ですね、方針をこの中で定めるということについては、少なからずちょっと方向性が見えてきたかなというふうに思いますので、そのあたりについては引き続き、またお気づきの点があったらご意見いただけたらと思います。

では委員、よろしく願いいたします。

[委員] はい。今日はあまり意見は全然言えなかったんですけど、このマスタープランのやつは、やはり大きな項目、これをみんなで審議して、またそこからちっちゃい項目にくだいていくのはまたいろいろ会議があって、そういうのが終わってそれをまた聞いて審議して、いいですねというふうに僕は思ってます。

今日はもう大項目の方は結構、ちゃんと書けてるなというふうに思ってます。

[会長] ありがとうございます。それからご指摘の通り、進め方については、少し審議が2回に分けて行うとかそういったことも、必要な場合っていうのはちょっと事前に発生するかどうかということ、ちょっとスケジュールに余裕を持たせていただいて、事前の説明とそれから2回に分けた方がいいのじゃないかっていうような検討も事前に必要かと思っておりますので、そういった場合については、この審議会についても、これも回数決められてるところではあるとは思いますが、事務局の方で検討していただいて、あまりにも

長時間に及びそうな議論になるようなところがありましたら、本来であればそれをちゃんと分けて、深くですね、討議できるように、それから委員同士が、いろんな意見を交わせるような、そういった審議会の運営にも、少しずつちょっと改善していきたいというふうには思っていますので、今日のところはですね、すごく時間が延びてですね、それから全体なかなか議論を尽くせなかったということで、委員の方からもご指摘いただきましたけども、繰り返しになりますが、これで終わったわけではありませぬので、引き続きご意見、それからパブリックコメントの中でもいただいて、それを元にもう一度、どういうふうな形で審議会の中で諮っていくのか、そういった体制については、改めてちょっと宿題としていただいたと思いますので事務局と相談してですね、より皆さんの建設的なディスカッションができるようにですね、時間を確保していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はい。それでは、これで議案その1ということで終わりました。

それでその他なんですけれども報告事項がありますので、これはもう手短かに事務局の方からよろしくお願いいたします。

[事務局] それではJR島本駅西地区のまちづくりにつきまして、本都市計画審議会に関連する内容についてご報告いたします。

まず、令和元年の本審議会におきまして、JR島本駅西土地地区画整理事業や、地区計画の決定等について、ご審議をいただきましてご承認をいただいたところですが、地区計画の決定について、答申に町を代表する空間としての景観形成、緑化の推進を行い、将来にわたって町の住民の誇りとなるようなまちづくりを推進すること。そのためには、具体化されたイメージに基づいて策定される空間構成や、建築物の形態意匠色彩等に関する質の高いルールが必要である。ルールづくりや、事業の実施にあたってはあらかじめ地域住民や専門家なども参画する委員会や、協議会などの体制を整えその意見を反映されたいという付帯意見が出されました。

本答申の付帯意見に基づき、JR島本駅西地区まちづくり委員会を設置し、当該地域の景観の形成等に関することについて、本委員会においてご議論をいただきました。

ご議論された内容については、お手元の提言としてまとめられ、令和3年5月に町に提出されました。

令和3年8月には、町におきまして都市計画の内容や、当該提言等を踏まえまして、JR島本駅西地区まちづくりガイドラインを策定させていただきました。

なお内容につきましてはお手元にお配りしている通りでありますことから、ご説明については割愛させていただきます。

現在は本ガイドラインを踏まえよりよいまちづくりの実現のため、事業者等との協議を行っているところでございます。報告は以上となります。

[会長] はい。ありがとうございました。

これについては、もうすでに別途ですね、委員会等開催されて今日は報告ということに

とどめさせていただきたいと思います。

全体を通じまして何か、この場で言い残したことがあれば、OKしたいと思いますがいかがでしょうか。

[事務局] すいません。続きまして景観計画策定の進捗状況についてご報告させていただきます。

現在策定を進めております景観計画につきましては、都市計画マスタープランの関連計画であり、都市計画マスタープランの内容と整合性を図る必要がございます。

また、景観計画の内容につきましては、今後都市計画審議会におきまして、ご意見をお伺いする計画予定としておりますことから、今回進捗状況を報告させていただくものでございます。

今年度の進捗状況といたしましては、景観に関する意向調査をして、令和3年8月から9月にかけて、町内在住の20代から30代の若い世代の中から無作為に抽出した1000人を対象としてアンケート調査を実施いたしました。

また、同じく8月から9月にかけて、ウェブ調査により高槻市や茨木市など、本町の周辺で、休日時、本町への滞在人口が多い市町に居住する、町外居住者に対し、外から見た本町の魅力やまちのイメージを伺いました。今年度実施いたしましたアンケートにつきましては現在結果を集計しているところでございます。

また、今後、若い世代の方や、町外居住者以外の方にも、町内の事業所を対象としたアンケート調査を実施する予定でございます。

景観計画の策定といたしましてはアンケート結果等を踏まえ素案を策定していく予定でございます。

なお、景観計画の策定に当たり、景観計画の内容をご審議いただく諮問機関として、島本町景観計画策定委員会を令和3年11月に設けております。

景観計画策定の進捗状況の報告といたしましては以上でございます。

[会長] はい。ありがとうございました。

先ほども少し出てきましたけど景観計画についても、個別の委員会で進められているというご報告でした。他何かご意見等ございませんでしょうか。

はい。それでは最後になりますが、本日の進行私の不手際で、長時間、時間がオーバーしてしまいまして申し訳ありませんでした。

次回以降はですねもう少し進行の事前にですね説明をするなり、そういった方法で改善をさせていただきたいと思います。

それでは司会を、事務局の方にお返ししたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

[事務局] はい。吉田議長どうもありがとうございました。

皆様におかれましては本日は、大変お忙しい中ご出席いただき、長時間にわたりご審議いただきました。ありがとうございます。

それでは、令和3年度第1回島本町都市計画審議会を閉会させていただきます。  
本日はどうもありがとうございました。

閉 会